

# 寛文—元禄期における大名貸しの特質

—「町人考見録」にみえる那波九郎左衛門家を中心に—

松本四郎

はじめに

- 一 幕藩制の構造と商業・信用機構
  - 二 那波九郎左衛門家について
  - 三 享保期における大名貸しの全般的状態
  - 四 寛文—元禄期における大名貸しの特質
  - 五 寛文—元禄期における大名貸しの問題点
  - 六 正徳・享保期における大名貸しの問題点
- まとめ

はじめに

本稿は、一七世紀後半、寛文—元禄期における京都の金融事情を考察しようとするものである。一七世紀後半の金融事情については、京都にかぎらず、ほとんど明らかにされているとはいえない。この時期の金融事情については、三井高房の著わした「町人考見録」(享保一七年)を唯一の史料とした概括的な指摘が多い。ここでは、この「町人考見録」にのせられている大名貸しを主とする町人の実態を、新史料に基づいてできるだけ具体的に検討することを目

的とした。

寛文—元禄期における京都の金融事情を、「町人考見録」にみえる大名貸し町人の経営をとおしてみようとするとき、そこでの問題点をつぎのように設定しておきたい。寛文—元禄期は、いわゆる「全国市場」の形成期であるといわれる。なかでも大坂が、その商業機構、信用機能をもって「全国市場」の中心となつていつた段階での、全国経済の再生産の仕組みについては、これまでの諸研究からいくつもの規定や評価を見出すことができよう。ここでは、そのような構造の意味を、その仕組みのでき上つた段階で検討するのではなく、その成立過程から探るために、その成立に先立つ段階の商業機構、信用機能の性格を規定し、相互の差異をできるだけ明らかにしたい。そのために、この寛文—元禄期において、大坂と並んで金融の中心地として重要な地位を占めていた京都の大名貸し町人の経営分析を行ない、この段階での固有の金融事情を明らかにすることをここでの課題としたい。

#### 一 幕藩制の構造と商業・信用機構

天正・文禄・慶長期にかけて、全国的に施行された太閤検地は、それまで農村に蟠踞していた有力農民の経営を解体させ、その経営内にあつた隷属農民を自立させていつた。太閤検地は、現実に耕作する隷属農民を、検地帳上の名請人とした。すなわち一つの耕地には一人の作人だけを指定し、これを年貢の公式の負担者としたのである。隷属農民たる分付百姓、被官、名子百姓などは、ここに有力農民の得分権を否定することができ、小農民として自立することが可能となつたのである。しかし、この太閤検地によって実施された小農民自立政策は、現実の政治的、社会的条件に依りて、また地域によつて、さまざまな社会関係・生産関係を生み出した。政治的には、領主層は小農民経営の全生産物から、できるだけ年貢を、すなわちそこに剰余の蓄積がほとんど不可能なほど搾取することにあつた。他方

社会的、経済的には小農民層の生産力的基礎が弱いこと、また再生産に不十分な所持地しかもたない階層が存在すること、したがって小農民経営の不安定性がみられたことである。<sup>1)</sup>このことは有力農民ととり結ぶ社会関係に強く影響を与え、前代的な遺制を残存させることにもなった。

この場合、自立した小農民たちは農業生産以外に主要な再生産基礎のない段階において、その所持地以外に、再生産に必要な耕地が必要となり、そこに有力農民との間に請作関係が生じ、下人小作―名田小作が展開したのである。このような下人小作によってもなお再生産基礎の弱体な小農民経営においては、領主の年貢搾取の過重からくる未達がしばしば生じた。その対策としては自らの家族員を有力農民の下に年貢奉公に出し、このことによって年貢を完納するか、または耕地の永代売り、上刈売りなどの土地移動、あるいは土地を担保にしての金融によって、年貢未済を処理することがしばしば行なわれた。<sup>2)</sup>このような年貢奉公、土地放棄、金融などによる貨幣取得の必要性は、隸属農民の自立化が、本百姓に結果する場合、一般にはごくわずかの高を所持しながらも、個別の経営として年貢・諸役の負担を本百姓として平等に担わねばならないことからおこっていることはいうまでもない。

領主層としても、再生産基礎の弱体な零細な小農民層を、年貢負担者として安定させるために、年々の財政支出のうちから、種米や銀の貸付けを行ったのである。領主層はこうした年貢負担者たる農民層を維持しようとする動きとともに、他方では、前述したとおり、年貢・諸役を貨幣で納入させようとしており、そのため農民層は貨幣取得に苦しむことになったのである。こうした事情は、近世前期の諸藩や農村の財政関係史料に数多くみることができると。たとえば長州藩の事例でみると、慶長一四年の蔵入地収入の明細をみると、米が四六％、銀・銭は五四％という比率になっていることがわかる。長州藩当局は、これより以後、できるかぎり銀・銭での納入を抑える一方、現物の米を納入させ、大坂への廻米量を増すことにとめたのである。一般的にいって、近世前期の諸藩は、すでに石高制の原則

が確立されていたとはいえ、それが十分に実現されるだけの経済的基盤（とくに輸送手段、大坂市場の整備など）があったとはいえない状況のもとで、領国での年貢は、現物の米だけを収納するのではなく、銀納をはじめ、さまざまな現物による納入形態がみられている。このような事態が解消するのは各藩によって、藩権力の強弱、領国経済（市場関係）の進展度などにより、時期的にかなりの遅速がみられるといつてよいが、大勢としては、貢租の銀納化、寛永期以降の凶作の発生などにより、領国内での貨幣取得の必要性は増えこそすれ、減ることはなかったといえよう。

このように、小農自立政策とその小農民経営の再生産基礎の弱体は、さらに、石高制にもかかわらず年貢が米納形態に単一化されない時点での、貨幣納入の要求と相互に深く結びつきながら、近世前期の構造的特徴を示しているといえる。もちろん農民の貨幣納は、小農民が個々に行なうことだけではなく、農民から米納がなされた後に村役人段階で米の換金化が行なわれる場合、または年貢米の百姓払い、地払いなどによる貨幣形態での納入などがある。ここに城下町、在町などの高利貸し商人などの存在が必要となる。これら村役人、さらには在町の町人などの高利貸し機能は、小農民経営の成立、名田小作の展開に対応して、それを補完する機能をもつものといつてよい。したがって、いずれもある限定された小規模な地域経済（必ずしも領国経済といえない）のなかに規定されており、まだ全国経済の強い影響をうけず、それぞれが独自の性格を保持している状況であるといえよう。ここでは、これらの諸機能のうちで、城下町、在町の高利貸し商人についてみておきたい。

一 常州真壁郡下館町（増山氏二万石の城下町）の中村兵左衛門家<sup>3</sup>は「大町御代官」と肩書きのあるときもあるが、慶安から元禄期ころまでにかけては高利貸し商人としての性格を強くもっていた。慶安—万治期にかけての約四〇通の借金証文を検討すると、貸付先は山崎村、小川村、野村、小埜村、稗加嶋村、棹ヶ嶋村、五所宮村、中館村、上山村、上谷見村、子不思議村、栗嶋村、田野村、本沼村、上平塚村、高嶋村、八木岡村、石塔村、亀岡村など下館町周辺数里の村

村であり、その貸付けも村名主、あるいは個々の農民を対象としている。借入れの理由の明記してある証文のなかには「夏成御年貢ニ付イ而右借用申」、「御年貢ニつまり……借用申」、「当暮方御年貢ニつまり」、「島方年貢儘ニ借り申而納申事」云々とあり、これらの借金は年貢上納のためつぎの收穫期までという期限つきで借出されていることが記されている。このように借入れの理由を明示している個々の農民の場合もあるが、村名主、すなわち村単位の借入れの場合は、その理由が明記していなくとも村での年貢納入資金の調達とみることができよう。また年貢上納のためばかりでなく、承応・万治期には農民の再生産費とみられる利足五割の借糶証文もあり、これら一口の金額は一、二両の少額である。このように慶安―万治期の下館町の中村兵左衛門家は、周辺村々および農民の年貢納入金の貸付けと農民への零細な再生産費の貸付けを行ない、なお若干の米売買も行なう高利貸し商人であるということができよう。

つぎに寛文・延宝期に、伊勢松坂（紀州藩伊勢三領の陣屋町）において金融と商業を兼ね営んでいた三井家についてみると、その営業内容は、(一)大名に対する無担保貸付け、(二)農村に対する抵当貸付け、(三)農民に対する小口貸付け、(四)米の売買などを行なっていた。このうちでも、(一)の比重が高く、しかも波瀬村、六呂木村、西肥留村などの農村への貸付けも、村の名義で年貢米を抵当としてるところからみてもわかるとおり、(二)の領主自身への貸付けと基本的に同質のものである。延宝期以降の三井家事業の急速な発展の前提として、こうした松坂地方での領主金融、農村への年貢納入部分の貸付けを主とする金融業によるところが大であることは明記しておかねばならないだろう。

芸州賀茂郡竹原下市の米屋、吉井半三郎家の寛永・正保期の大福帳から、この地域農村への貸付形態についてみればつぎのとおりである。<sup>(5)</sup>この大福帳には一口の金額は少額であるが、総額ではかなりの米・銀を、下市をはじめ周辺農村に対して村貸しや個人貸しのかたちで貸付けられている。村貸しは庄屋、組頭その他の名前が記されており、個人貸しのうちでも比較的高額のものを含めて、そのほとんどは年貢納入期に借りた例が多いところから、上納期限に

間に合わせるための借入れであろう。さらにこの米屋の村貸しや個人貸しの貸付け範囲は、竹原への貢租米の積出地域ともほぼ一致しているところから、米屋の高利貸付けは年貢納入と密接な関連があることを認めることができよう。利率は米であれば年五、六割、銀で月三、四分の高利となっており、こうした経営のなから米屋は急速に貨幣財産を蓄積し、慶安以降の塩田開発に着手していくことができたのである。

近世前期における城下町や在町の高利貸し商人は、三井家の貸付け業務のうちに典型的にみられるように、領主自身への直接の貸付けと、領主への年貢納入のための農村への貸付けが、大きな比重を占めていたといえよう。こうした高利貸し商人として貨幣財産の蓄積を遂げた三井家は、延宝元年、京都と江戸に呉服店を開き、ついで天和三年に江戸、貞享三年には京都、さらに元禄四年には大坂にそれぞれ両替店を開設していったのである。これまでの松坂とその周辺の限定された地域内での経済活動から、京都、大坂、江戸を中心とする全国的な商品・貨幣経済へ積極的に進出していくのである。この過程のなかで、松坂での三井家の営業は、周辺農村からの木綿買付けを中心とするようになり、高利貸し資本的機能は漸次消滅していったのである。こうした経過は、前述した下館の中村家、竹原の米屋のいずれも同様で、高利貸し商人からしだいに商品流通部門へ直接関与するようになる。下館の中村家についてみると、寛文―元禄期の借金証文四六通のうちには、慶安―万治期の証文のなかに多くみられた小口で零細な年貢納入のための貸付けと同じ性格のものもあるが、この時期の特徴的な貸付け形態として、一口当りの金額が四二両、四七両と、これまでの一、二両でいどの貸金よりはるかに多い金額が、「繰綿買懸金」、「繰綿買金」、「くりわたノ金」として貸付けられるようになってくるのである。この借金証文の変化にみられる、寛文期以降の中村家は畿内（大和）と東北地方を取り結ぶ遠隔地商業（繰綿・木綿）を行ない急速な発展をとげたのである。中村家としては城下町商人としての年貢納入のための貸付け、米売買などの経営内容から、より商品流通に密着した商業資本としての性格を強くもって

くるのである。こうした傾向は、竹原の米屋でも同じである。寛永・正保期の高利貸しの性格の強い商人からしたいに問屋経営にのり出し、元禄・正徳期には質屋、塩田経営、廻船業、塩問屋、酒造などの多方面の営業を経営して繁栄していったのである。<sup>9)</sup>これらの諸例から、近世前期において限定された地域内において、領主財政への貸付け、年貢納入のための農村への貸付けを行なう城下町、在町の有力商人たちは、中期以降における全国的な商品流通の発展のなかで、それに深く関与し、自ら商業資本として急速な成長を遂げていった状況を知ることができよう。

近世中期の全国的な商品流通の展開は、各領域、各地域の経済を、三都を中心とする経済にまきこんでいった。これまで小規模に、孤立的に存在していた各地域の特産物生産地帯は、生産力の向上とともに交通上の障害がとり除かれたことも重なって、急速に生産規模を増大させ、全国的な地域分業の体制をつくり上げていった。<sup>10)</sup>この過程で三都の商人は、各特産物生産地帯での集荷の確保、元値段の形成に強い関心をよせ、それに適合的な流通（商業・金融）機構をつくりあげていった。<sup>11)</sup>このような全国的な商品流通の展開、流通（商業・金融）機構の整備となるものは、やはり領主年貢米の三都への販売、金融関係からみる必要がある。<sup>12)</sup>領主年貢米の三都への販売は近世の初頭からすでにあったが、<sup>13)</sup>一七世紀後半期ころともなると、交通手段の発達、江戸在府の費用の増大などによって廻米量は増え、領主財政は三都の大町人たちと深く結びついていった。したがって領主層は三都町人への年貢米引当てによる借銀が増し、その借銀返済のために年貢米の三都への一定の廻送がたえず必要となる。このように三都へ集中する年貢米の流通を土台にして特産物の流通（商業・金融）機構が整備されていったのである。<sup>14)</sup>領主財政の窮乏化現象、年貢米販売の三都への集中化などが相互に影響しあうなかで、領主層は貨幣納部分を含めて、種々な現物地代（その代金納も）を米年貢に統一し、三都への廻米量を増加させることに関心を払った。またこれまで領域内、地域内で年貢納入金の貸付けや弱体な小農民経営の再生産費の貸付けなどを業務としていた高利貸し商人は、全国経済の発展に乗じて地域内

の特産物売買に従事する商業資本に急速に転化していったのである。

本稿ではこのような経済構造の進展を背景にして、京都における大名貸しを主とする高利貸し町人の存在形態、この段階での大名貸し金融の特質について、後にみられる、大坂を中心とする金融の性格を展望しつつ、検討していきたい。<sup>(15)</sup>この大名貸しの町人の盛衰は、前述した経済構造の一定の段階と深くかわりあっていることはいうまでもないから、そのなかでどのような機能を果しているかをみていきたい。以下寛文—元禄期の京都における大名貸し町人の存在形態について、那波九郎左衛門家<sup>(16)</sup>にその事例をとってみていきたい。

- (1) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』、宮川満『大閥検地論』——三。
- (2) 佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」(『日本地主制史研究』所収) 参照。
- (3) 茨城県下館市中村兵左衛門氏所蔵文書による。なお中村家については林玲子「十七世紀後半における遠隔地商業の展開」(『流通経済大学開学記念論文集』所収) 参照。
- (4) 『三井銀行八十年史』参照。
- (5) 渡辺則文「竹原下市の発展と町人文化」(『竹原市史』第二巻所収)。
- (6) 『三井銀行八十年史』。
- (7) 松坂店については「松坂永代録」(三井文庫所蔵史料 本九四〇)、「松坂店建書控」(同史料 統一三三四) など参照。
- (8) 前掲中村家文書、林玲子論文参照。
- (9) 前掲渡辺則文論文参照。
- (10) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』。
- (11) 拙稿「江戸の間屋仲間および問屋商人について」(『歴史学研究』二六四) 参照。
- (12) かかる指標として米をみることにこれまでかなり否定的であったといえる。これに対して大石慎三郎「寄生地主制形成期における農民的米穀市場について」(『封建的土地所有の解体過程』所収) の批判参照。また流通機構との関連については拙稿「商品流通の発展と流通機構の再編成」(『日本経済史大系』近世下) 参照。



(13) 脇田修『近世封建社会の経済構造』。

(14) 拙稿『経済史大系論文』。

(15) 近世中期以後の大坂を中心とする金融については松好貞夫をはじめ多くの研究があるが、今日なお古典的価値をもっているのは飯沼敬太郎『日本信用体系前史』であろう。ところがこれらの研究はいずれも近世中期以後、しかも大坂を中心とした素材の検討からえられたものであって、こうした金融構造の成立過程についてふれ、段階的に説明したものはないとえよう。その前段階としての京都の大名貸し資本の存在形態については、これまで「町人考見録」、あるいは藩政史料からの断片的な事実以外にほとんど明らかにされているとはいえない。筆者も最近刊行された『経済史学入門』のなかの「金融」の項の執筆にさいして、「この近世初期の京都の両替商それ自体について、今後の研究の深化を期待することは史料の残存状況からみてもできないであろう。その打開のみちとして、藩政成立期における畿内経済との関連を追求するなかで、京都町人の金融、信用授与を性格づけていくほかあるまい」（同書四三二ページ）と述べた。ところが右の原稿執筆後に京都市の柏原家に保存されていた那波九郎左衛門家の史料を閲覧し、これまで実態のわからなかった問題をはじめて検討することができるようになった。すなわち、寛文一元禄期における京都の大名貸し町人の存在形態を、中期以降に成立する大坂を中心とする金融構造との対比の上でみていくことができるようになったのである。

(16) 京都市左京区間屋町の柏原孫左衛門家所蔵の那波文書による。

## 二 那波九郎左衛門家について

本稿でとりあげる那波九郎左衛門家の出自については、「町人考見録」に「先祖は播州那波より出る」とある。また「那波家系」<sup>(2)</sup>においても、那波家の祖、祐恵（文明五年—慶長元年）の記事に「從居志穂郡那波浦、自励商道二十年而倉庫盈溢」とあるとおり、現兵庫県相生市那波の出身であって家名と出身地名が一致している。これより那波家という場合は、右の祐恵の四男宗旦（天正三年—寛永二〇年）の系統である。宗旦は早くから京都へ出ていたらしく、その

墓所は洛北紫野の竜光院にある。このころの那波家についてはほとんど明らかでない。代々九郎左衛門を名のるようになるのは、この宗旦の子常有（?—寛文四年）からであり、以後、当主は宗旦と同じく京都郊外の紫野に葬られている。この那波家の全盛期ともいう常有、素順（?—元禄一〇年）の時代には三井三郎左衛門、袋屋常皓、和久屋九郎右衛門家などと縁家となつてゐることが「町人考見録」に記されている。なかでも三井三郎左衛門家（釘抜三井家）とは関係が深く、素順の子がいずれも没する（三代、四代九郎左衛門）に及んで、三井三郎左衛門昌房の子を入れ、那波家を嗣いでゐるほどである。

那波家の資産は「常有時分、七八十年以前は、京一二番の有徳者也、親果て家を兄弟に分て素順は五六千貫目、弟の正齊は二三千貫目の身上と其頃風聞申す」（「町人考見録」）と記されている。ちょうど同じころ（慶安・明暦・万治期）「京一番の両替有徳者」といわれた両替善六は「世盛りには凡二三十万兩の分限と風聞いたし」たとある。いま念のため「町人考見録」に「分限」、「身上」の額が記されている例を示すとつぎのとおりである。

（町人名）

平野清左衛門  
三井三郎左衛門  
浦井七郎兵衛  
千切屋宗左衛門  
三木権太夫  
上澄屋次兵衛  
百足屋久左衛門  
藤屋市兵衛  
津久井太郎右衛門

（時代）

六、七〇年以前  
五〇年以前  
親常貞代  
四、五〇年以前  
世盛りには  
四、五〇年以前  
四四、五年以前  
一生に  
四〇年以前

（資産額）

二〇〇〇貫目あまり  
五、六〇〇〇貫目  
二、三〇〇〇貫目  
八〇〇〇貫目  
二、三〇〇〇貫目  
四、五〇〇〇貫目  
一四、五〇〇〇貫目  
二〇〇〇貫目  
二〇〇〇貫目

薩摩屋新兵衛

親道甫の節

一、二〇〇〇貫目

大黒屋久左衛門

七、八〇〇貫目

菱屋十左衛門

三、四〇年以前

二〇〇〇貫目

もちろんここに示された資産の額は、いずれも「風聞」であると断わっているから、正確に比較することはできない。ただ「京一二番の有徳者」といわれた那波家のおおよその地位について知ればよいであろう。

また「町人考見録」で「大名貸しの問屋」といわれた両替善五郎や辻次郎右衛門の大名貸しの銀高を知ることができないが、両替善四郎（長州毛利家へ一万三〇〇〇貫目）、玉屋忠兵衛（一万貫目）、吉野屋惣左衛門（八、九〇〇〇貫目）などのトップクラスと比較すると、那波九郎左衛門の大名貸しの銀高は、享保一〇年（諸方用立之寛）で銀一万一七七八貫余に達している。また「今両替の内、家も栄へ工面もよくいたし参り候者は、大坂鴻池善右衛門親喜左衛門なり」と「町人考見録」に記されている鴻池家は、宝永三年の貸銀二万四五〇貫余のうち、大名貸しは一万六一六〇貫余、享保一〇年の貸銀は二万七五五貫余、大名貸しは不明、享保一七年の貸有銀二万六五二一貫余のうち大名貸しは一万四七一五貫余であつて、大名貸しの銀高だけからいえば、那波家とそれほど大きな差はない。これから問題にする那波九郎左衛門家は、その姻戚関係、資産の銀高、大名貸しの規模などからみても、京都では有数の町人であつたといえよう。

(1) 「町人考見録」については、三井高陽『町人思想と町人考見録』参照。ここでは『稿本三井家史料 北家第三代三井高房』の卷末に掲載の「町人考見録」を使用する。

この小論で「町人考見録」を引用することが多い。この「町人考見録」は、歴史的にその内容を検討して使われたことがないだけに慎重にならなければいけない。たとえば、児玉幸多氏は『日本史料集成』近世史料の解説のなかで、「これは（「町人考見録」―引用者注）町人としての三井一家の者が心得るべきことを記したものであるが、その間に多くの商家の倒産の事例を挙げ、あるいは遊芸や奢侈が家を亡ぼすことを説いている。元来が三井家の家法の説明書または註釈

書の性質のものであるから個々の事例が確実な史料になるとはいえないが、封建社会の諸拘束の中で町人がどのように成功し、または失敗したかを知ることができ、数多い心学的町人訓のなかでは出色のものといえる」(同書二八〇ページ)と述べている。いまこの書の「心学的町人訓」としての性格については述べない。それは三井高平、同高房、中西功助ら関係者の主観的な価値規準の問題であるといえるから。だが、この書にみえる「個々の事例が確実な史料になるとはいえない」と断定する点にはなお問題が残ろう。

三井家は、この書でとりあげられた諸家とつぎのように密接な関係がある。三井三郎左衛門(紹貞)は高平の伯父で、浄貞は従弟にあたる。また家原政名(自元)は享保八年病歿したあと、同一二年に三井高房の長女りくが家原政俊に嫁ぎ、三井家の連家となっている。さらに日野屋長左衛門は、享保一四年にその糸絹問屋としての営業権を三井家へ譲り、両替店一卷に組み入れられている。これら諸家について関係者がかなり詳しい事情を知っていたとみることができ(いまその一々についてはふれない)。

つぎに記事内容の信憑性についてみると、かつて土屋喬雄氏は阿形宗珍について『封建社会崩壊過程の研究』第四篇旧仙台藩の財政の項で述べている。またこの書のなかでもっとも興味深い一人である吉野屋惣左衛門は、「天草の御代官所の御年貢金を請込」とあるが、元禄一六年、宝永元年の「大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」(大阪城天守閣所蔵)に豊後国室七郎左衛門代官所の年貢銀の「為替人」となっている。そのほか芳野屋については、「京都御役所向大概覚書」、「稿本三井家史料 小石川家第二代三井高副」などに、買米御為替御用、二条大津御蔵米御払代銀為御替御用などを引受けている事例をみることができ。またこの論文の中心となる那波九郎左衛門については、その出身地、三井三郎左衛門家との縁組などについては前述したが、那波家没落の直接の理由となっている南部氏の焦付きの借財高は、「町人考見録」で「凡四、五万両」となっているが、那波家文書のうちの「諸方用立之覚」(享保一〇年)には南部の借財は五万七千両と記されていて、ほぼ一致している。また南部からの引当米が約束どおり来ないために借財年賦支払い方に支障がおこることについては後に詳述してある。今後もこれら「町人考見録」にみえる町人について、なお検討することは必要であると思うが、那波文書を検討したところであらためて「町人考見録」を読むと、そこに記されている内容は慎重に扱えばかなり使用に耐えうる歴史素材である、ということができのではないか。いちがいに「確実な史料になるとはいえない」と断定することには賛成できない。

(2) 柏原家所蔵の那波文書。以下本稿でとくに断わらないかぎり那波文書である。

(3) 安岡重明「前期的資本の蓄積過程(一)―四」『同志社商学』一一一〇五―一二〇五、森泰博「鴻池善右衛門家の大名貸」『社会経済史学』三二一〇六。

### 三 享保期における大名貸しの全般的状態

この論文の中心ともいえるべき那波九郎左衛門家の経営の分析に入る前に、その大名貸しについての全般的な状況をみておきたい。第1表は、那波家にとって、南部藩への巨額な貸付けが焦付き（後述）、以後、大名貸しを主とする那波家にとって、ほぼ決定的ともいえる打撃をうけた、享保一〇年一月という時点での諸家への貸付け状況を示している。一見してわかるように、この表は那波家の総資産規模を示すものではない。このほか一族への貸付け、町人への貸付け、諸商品（とくに米、雑穀など）の保有、現金銀などの額がここには計上されていない。<sup>(1)</sup>那波家にとって、町人への貸付け、諸商品などの保有はあまり重要な意味をもたないという推定をたてることもできるが、とにかくここでは那波家の大名貸しの内容について、いくつかの特徴や問題点を指摘しておきたい。

第一に、この那波家の大名貸しが、特定の大名へ集中しているか、どうかという点をみておきたい。第1表から銀高の順に整理すると第2表のとおりである。銀三〇〇〇貫目をこえる別格の南部家のつぎには、一〇〇〇貫目前後に達する松平右衛門佐（鳥取）、奥平（中津）、佐竹（秋田）の諸家と、ついで四〇〇貫目台の仙石（出石）、尾張、三枝（旗本）であり、その下に有馬（久留米）、同家中、本多（郡山）、紀伊、「出入大名家中かし」など、二五〇貫目まで貸付けている一一家への貸付け銀高は九三四二貫余で、全貸付け銀高の八〇パーセント弱を占めている。これらの諸家が、那波家の大名貸しの主たる対象となっていることはたしかであるが、そのなかでも、さらに那波家との貸借関

第1表 那波家の諸家貸付先明細（享保11年）

貸付先	城地名	石高		貸付銀高	貸付金高	(総銀高)	注
		千石	貫				
尾張中納言	名古屋	619	426		600.0	(458.400)	延宝4,8年証文6通
紀伊中納言	和歌山	555	300				追々～延宝4, 延宝6年証文5通
水戸宰相	水戸	350	110				延宝7年兩替善五郎枝手形2通
細川越中守	熊本	545	376.278 <small>匁</small>				古来より延宝9, 元禄4年証文3通
松平大炊頭	岡山	315	40				宝永3年井川善五郎枝証文
松平右衛門佐	鳥取	325	1,270				寛文5,8,9年, 延宝6年証文
井伊掃部頭	彦根	350	30				元禄3年枝手形
松平長門守	富山	100	2,550				御出入掛屋枝手形, 元銀45貫目
奥平大膳太夫	中津	100	958.800	3,300.0		(1,137)	元禄12年, 宝永6,7年, 正徳1年証文9通
仙石信濃守	出石	58	408.177	1,500.0		(489.177)	宝永3,4年, 享保7年証文
鍋島丹後守	佐賀	357	1,900				往古, 信濃守様御代
佐竹右京太夫	秋田	205	929.975.9				先年御用立, 御出入藏元枝手形数多
松平讃岐守	高松	120	9,590				先年150貫用立の残, 享保8年改証文
松平土佐守	高知	242	22,118				元銀63貫560目
榊原式部大輔	姫路	150	30				貞享元年証文1通
松平下総守	桑名	100	100				寛文6,9年証文2通
大久保加賀守	小田原	113	17,200				貞享元年元銀30貫目井川善五郎枝手形2通
立花飛騨守	柳河	119	22,300				元禄3年6月
黒田甲斐守	秋月	50	56				寛文6年元銀120貫証文
小堀和泉守	小室	12	30				寛文5年証文1通
伊達宮内少輔	宇和島	100	161,042				天保元年12月証文2通
滝川彦次郎		4	16				天保3年正月証文1通

能勢惣十郎		1.6	10.200			天和元年掛屋枝手形3通
三枝摂津守		8	422.853	200.0	(433.653)	元禄5年証文4通
中根大隅守		7		400.0	(21.600)	元禄3年証文2通
小出伊勢守	園部	28	113	500.0	(140 )	貞享元年, 元禄7年証文3通
松平肥前守	福岡	520	44.577			元禄2年証文1通両替取次衆添証文
加藤遠江守	大洲	50	24			元禄6年証文2通
太田熊次郎	棚倉	50	8	130.0	(15.020)	宝永2年証文2通
小笠原土佐守	勝山	23	17.470			元和3年, 元禄3年証文2通
前田安芸守		4	25			元禄5年証文
有馬左衛門佐	丸岡	50	10			元禄6年証文1通, 掛屋請負手形
五嶋大和守	五嶋	12	91.400			元禄4年証文2通
松平玄蕃頭	伊見		24.100			元禄11年証文2通
保田越前守			15			元禄11年証文
滝川丹後守			15			元禄10年証文
松平主馬之助			7.672			貞享2年証文1通
松平久馬之助			3			元禄9年証文1通
松平主殿頭	嶋原	70	8.029	390.0	(29.088)	寛文9年井川善五郎枝手形2通
松平周防守	浜田	50	3.700			天和2年証文
稲葉丹後守	佐倉	103	38.297			元禄5年, 享保5年証文2通
三浦老岐守	刈屋	23	162.213			元銀225貫宝永7年まで滞り分
小笠原佐渡守	唐津		150.000	600.0	(182.400)	元禄15年, 享保6年証文5通
水谷信濃守				150.0	(8.100)	元禄15年証文1通
戸田主水			140.000	252.0	(153.608)	寛永10.11.13年, 寛永5年証文5通
有馬玄蕃頭	久留米	220	353.800			四ッ宝銀2000貫証文1通

貸付先	城地名	石高	貸付銀高	貸付金高	(総銀高)	注
		千石	貫匁	兩	貫	
松平安芸守	広島	426	75.000			先年1600貫目用立、享保6年改証文
土屋相模守	土浦	95	17.250			先年銀200貫用立、享保4年改証文
内藤備後守	延岡			1,500.0	(81.000)	享保3年証文
松平伊賀守	上田	58		300.0	(16.200)	享保9年証文
松平紀伊守	笹山	50	14.500			"
相馬讃岐守	中村	60	6.050			享保10年証文
有馬宮内		3.5		350.0	(18.900)	享保7年証文2通
南部大膳亮	盛岡	100		57,000.0	(3,078.000)	仕送り金滞残高
酒井雅楽頭	厩橋	150		1,000.0	(54.000)	年々御用立金
本多主殿		3.5	8.800			元禄13年久川次郎左衛門枝手形
細川大膳			38.700			貞享4年証文1通
出入家中かし			40	4,760.0	(297.040)	不埒之分口々証文
有馬家中かし			250			先祖常有より之かし証文口々
本多唐之助	郡山	120	345			元禄6年より享保7年まで追々御用立口々証文
計			7,840.540.9	72,932.0	(11,778.868.9)	

(那波文書, 「諸方用立之堂」享保10年)



第2表 貸付け銀高の順位

貸付先名	地名	銀高	全体比%	貸付先名	地名	銀高	全体比%
南部大膳	盛岡	3,078	26.1	有馬家中	屋島	250	2.1
松平右衛門	津田	1,270	10.8	小笠原佐渡守	和	182	1.5
奥平大膳	津田	1,137	9.7	三浦老岐守	屋島	162	1.4
佐竹右京太夫	秋津	929	7.9	伊達宮内少輔	和	161	1.4
仙石信濃守	出石	489	3.9	戸田主水	屋島	153	1.3
尾張中納言	古府	458	3.9	小出伊勢守	水	140	1.2
三枝津守	名久留	433	3.8	水戸宰相	水	110	0.9
有馬玄蕃	久留米	353	3.0	水戸下総守	水	100	0.9
本多唐介	山山	345	2.9				
伊中納言	山山	300	2.5	合計		10,351	87.9
紀大名家	山歌	297	2.5	合計		11,778	100.0
出入大名			2.5	合計			

係のもちかたで區別する必要があろう。とくに南部家とその他の諸家に対する貸付けに質的な差があるかどうかについて明らかにする必要がある。<sup>(2)</sup>

第二に、右と直接関連すること、この表からすでに読みとれることであるが、ここにみえる諸家のすべてが那波家と直接の貸借関係にあったわけではないことである。すなわち佐竹、水戸などの諸家の項には「御出入蔵元（掛屋）枝手形数多」、「両替屋善五郎枝手形」あり、と記されている。那波家は蔵元（掛屋）ないし両替（井川）善五郎などを通しての貸付けをしていることになる。この「枝手形」による貸付けの性格を第一点と関連させて検討する必要があろう。

第三としては、貸付け先の諸家のうちには、万石以上のいわゆる大名だけではなく、それ以下の旗本、または「大名出入家中」などへの貸付けがみられていることである。たとえば貸付け銀高の順でいけば七番目に入る四三三貫目余を借受けている三枝撰津守は、元禄五年当時、駿河国庵原、有渡、安部の三郡および武蔵、安房の国などで八〇〇〇石を知行する旗本<sup>3</sup>（当時は駿府城代）である。この旗本ないし大名家中への貸付けがみられるという特徴とともに、その貸付け先の地域的分布をみると、「町人考見録」に記載されている諸家と同じく、主として九州、四国、中国、畿内、北陸の諸地方である。ほかに東海道、関東、東北地方の諸家とも、数は多くないが那波家の江戸両替店を通して関係がある。駿河の三枝、あるいは南部でも、那波家の「江戸駿河町両替店」<sup>4</sup>（後述）で貸付けを取扱っていたのである。この両替店の性格と江戸に近接する諸地方の諸家との関係も注目しておきたい。

第四に、貸付けの年代からみた特徴である。この種の史料から直ちに何時ころから大名貸しがはじまり、何時ころピークかということを見ることはむずかしい。ただ大まかにみると、寛文を最古とし、ついで延宝、天和、貞享、元禄までの期間に多く、以後の宝永、正徳、享保の各年代は、正徳、享保期の南部、仙石などを除くと少ないといえよう。享保期の年代が記されているのは、享保四年新銀改めのさい、あるいは享保七一〇年ころにこれまでの証文を書替えているからであって、実際の貸付けは「古来より」とか「追々御用立」とあって、元禄期以前であったのではなからうかという推定もできる。

これまで、第1表から(一)貸付けの集中度、(二)枝手形による貸付け、(三)旗本、家中への貸付け、貸付けの地域的分布、(四)貸付けの年代的な特徴などについてみてきた。もちろんこれらは個々ばらばらに問題があるわけではなく、那波家の貸付け（大名貸し）の、もっとも基本的な性格をさぐるための手がかりとして検討してきた。つぎに、ここでの検討を前提にして、京都居住の高利貸し商人としての那波家の大名貸しの内容、その特質について、さらに具体的に個々

の証書類を使って考察したい。

- (1) 鴻池家の場合では、こうした資産部分も一々記載されて、その上で総資産額を示すことが可能となっている。安岡重明「前期資本の蓄積過程(一)」(『同志社商学』一一ノ五)参照。
- (2) 那波家の事例では南部家とそれ以外の諸家とのちがいが注目されるが、鴻池家の場合は、宝永期ころ、算用帳上で銀二万貫目近くを大名貸しに投じていたが、その五、六割は岡山、広島、徳島、高知の四藩で占めていたという。那波家にくらべて、鴻池家のこうした集中度の進展にここでは注目しておきたい。森泰博「鴻池善右衛門家の大名貸」(『社会経済史学』三一—六)。
- (3) 『寛政重修諸家譜』卷一一五〇。
- (4) 「町人考見録」。

#### 四 寛文—元禄期における大名貸しの特質

那波九郎左衛門家の大名貸し関係の証書類を整理すると、ほぼつぎの三種類に分けることができる。

- (1) 米前金証文
- (2) 枝手形
- (3) 借金証文

この三種類の証書類の年代的な分布を知るため、第3表を作成して示す。この表からわかることは、年代的に古いものは正保・明暦期の借金証文であること、ついで枝手形は寛文後半期から元禄初期までのものが多く、米前金証文はさらに遅れ、延宝後半期から元禄年間のものが多い、そして共通していることは元禄後半期から宝永年間にかけて証書類は少なくなっており、正徳・享保期にはほとんどみられないことであろう。この时期的な特徴は、正徳・享保期の南部、仙石家などの貸付けが、これまでのような証文形式の発行をしなくなる、という点を考慮においても、

第3表 貸付証文の年代的分布状況

	米前金証 文	枝手形	借金証文	合計
正保 2年			1	1
4年			1	1
明暦 4年			1	1
寛文 4年			1	1
5年			1	1
6年		1	1	2
8年		1		1
9年		5		5
12年		2		2
延宝 1年		1		1
2年		1		1
3年			1	1
4年		3		3
5年		1	2	3
6年		1	3	4
7年	1	5	1	7
8年	1	5	1	7
天和 1年	4	3	1	8
2年		4		4
3年	3	3		6
貞享 1年	2	2		4
2年	3			3
3年		1		1
4年	1	1		2
元禄 1年	1			1
2年		2		2
3年	4	4	2	10
4年	4	1	1	6
5年	3		3	6
6年	2	1	1	4
7年	1			1
8年			1	1
9年			1	1
10年	1			1
11年	2			2
13年		1		1
14年			1	1
15年	2		1	3
宝永 2年	1		1	2
3年		1		1
5年				
7年	1	2		3

すでに前項でみたとおり、「諸方用立之覚」(第1表)の时期的な推定とほぼ一致する。したがって本項での分析も、ほぼ寛文—元禄期に集中するときめてよいだろう。

以下、右の三種類の証書類を検討するわけだが、このうち、どの証文が那波家の大名貸し経営の中核となっているかは、証文の数で量的に決定できないことはいうまでもない。三証文の形態のうちでどれが貸付けの中核となるかは、これらの三種類の証書類相互の関係をみなければならぬであろう。まず、(1)の米前金証文の紹介と検討からはじめ、ここから特定領主への集中度、枝手形などとの関係を調べることによって大名貸し経営の実態についてみていき

米前金証文について

この米前金証文の形式をみるために、まず延宝八年三月の岡部筑後守の米前金証文の全文を示そう。

請取申米之前銀之事

合銀拾壹貫百目

右は岡部筑後守為用所、江州領分之米貴殿江売渡、為前銀右之銀慥請取申出実正也、来ル極月廿日切ニ其時之相場を以、右之銀高之米急度相渡シ可申候、尤米之前銀之儀之間、内外如何程之差合有之候共、堅約少茂相違在間敷候、万一右之米不納致候ハ、右之銀高ニ而返弁可申候、為後日証文如件

岡部筑後守内

延宝八年申ノ三月二日

鈴木甚左衛門〇(黒印)

那波九郎左衛門殿

(裏)

右表書之米相渡シ申堅約無相違可申付候、万一知行米不納ニ候ハ、銀子ニ而返弁可申付者也

筑後守〇(黒印)

請状之事

一我々兩人御肝煎仕、岡部筑後守様江州御領分之米、貴殿へ御売渡シ被成候為前銀拾壹貫百目御渡シ、慥御請取被成候処実正也、右之米来ル極月廿日切ニ其時之相場を以、右銀高程御渡シ被成候堅約也、則筑後守様御裏判ニ鈴木甚左衛門表判之証文相渡シ申候、万一御約束之米御延引被成候ハ、我々兩人を致催促、急度請取相渡シ可申候、若御知行米不納致候ハ、右之銀高銀子ニ而請取相渡シ可申候、為後日之請負一札如件

延宝八年申ノ三月二日

寺田勝助〇(黒印)  
日高玄桂〇(黒印)

那波九郎左衛門殿

この岡部筑後守は京都所司代付きの新院様御守役で、知行高は近江国栗本郡において一〇〇〇石である。<sup>(1)</sup>右の米前金証文から、(1)岡部筑後守の江州領分の米を売渡す約束で、那波家は銀一一貫一〇〇〇目の前金を渡している、(2)米の

換 算 法	そ の 他	証 文 名
其時之相場以 其時之相場を以右銀高程御 渡シ 相場次第相渡シ可申	3ヵ年納崩へ  4ヵ年納崩へ	請状之事(市岡理右衛門) 請取申米之前銀之事 為米之前銀槌請取依之預リ申米之 事 請取申米前銀之事
米直段は其時の相場, 1石 =付4匁下ケ	7ヵ年 "	"
其時之相場少茂無相違  其時之相場, 石=付4匁下 にして 銀高=相当候程相渡  其時の相場ヲ以指引可申  右銀高之米石=付3匁下ニ ズ	10貫=付利足120 目	滝川彦次郎領分之米売渡為前銀請 取申銀子之事 請負申一札之事  領分之米売渡前銀請取申一札之亵 請取申米前銀之事
其時の相場, 石=付3匁下 ニズ 其時の相場を以, 石=5匁 下リニズ	7ヵ年納崩へ	請取申米之前銀之事 米売渡ス為前銀請取申銀子之事
其時之相場, 1石=付1割 半下リノ積 " 1割下リノ積	3ヵ年切  1ヵ年切から6ヵ 年納崩へ  1ヵ年切から10ヵ 年賦払いへ	細川大膳領分之米売渡為前銀請取 申銀子之事 蔵米知行物成売渡請取申代銀之亵 請取申米前銀之事 請取申諸色前銀之事 "
其時之相場, 1石=付1割 半下リノ積 " 1割下リノ積	10ヵ年賦へ 引取	〇 申銀子之事 請取申米前銀之事 請取申米前銀之事 "
大津蔵元売払代銀のうちで 引取	10ヵ年賦へ 引取	知行米引宛借用申銀子之事

寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第4表 米前金証文の一覧

年 月	貸 付 先	銀 高	引 当	期 限
延宝7年12月	千村平右衛門	53.208	知行之米	
8年3月	岡部筑後守	11.100	江州領分之米	来ル極月20日切
9年1月	千村平右衛門	44.800	我等知行米之内	当西ノ極月上旬
9年6月	松平相模守	68.450	領分之米売渡	当暮相渡シ申答
天和1年12月	伊達宮内少輔	112.592.2		翌2年12月20日限
" "	" "	58.450		
3年1月	滝川彦次郎	16		12月20日より内ニ
3年12月	小笠原土佐守	17.340	来子年秋納米	子ノ12月中旬急度相渡
" "	" "	8.670	"	"
貞享1年11月	榊原虎之助	30		丑5,6月迄大坂大津へ
1年12月	松平相模守	(2,987.297.7)	74695石	来丑ノ12月上旬初物成米
2年5月	松平主馬助	7.672	当丑ノ知行納米	
2年9月	永井近江守	43.400		
2年12月	田辺権太夫	6.840	来寅ノ初物成米	来寅ノ極月中旬ニ
4年1月	細川大膳	38		
元禄1年10月	林膳右衛門	11.375	蔵米知行物成135石	
3年1月	三 枝			
3年2月	"			
3年6月	立花飛驒守	22.300	領分米売渡	
3年9月	本多下野守	15		
4年9月	五嶋万吉	20.600	大坂廻大豆諸色為前銀	申ノ6月切
" "	" "	70.800	"	
4年11月	細川越中守	115.400	来申物成米之内米高2880石	来ル申ノ極月上旬迄大坂へ
" "	" "	114	" 2850石	"
5年1月	三 枝			
5年12月	小笠原佐渡守与力	18.562	我々知行米1900石	

換 算 法	そ の 他	証 文 名
其時之相場 1石 = 付 1 匁 8 分下直 大津時の相場を以我等蔵宿 にて	月 9 利足 5 ヲ年賦 へ 大津蔵本灰屋	請負申一札之事
	蔵元若林新八証文	米預り証文之事 預り申銀子之事
此方 = 而売立 90石分之代銀 相渡 時之相場 1石 = 付 5 匁 下直 ニ 直段 1石 = 付 5 匁 下直 = 右 銀高 = 玄米相渡可申	利足月 8	請取申銀子之事
	利足月 1 歩	請取申米前銀子之事 請取申米前銀之事 " "
時之相場		
11月中の米場ヲ以過不足算 用可有	月 1 分 1	売渡シ申米前銀之事
		請取置申米前銀之事
其時之相場を以	壺屋宛 5 ヲ年	松平久之丞播州領分之米売渡候為 前銀受取申銀子之事

引渡期限は二月二〇日で、そのときの米相場  
で、銀高にみあうだけの米高を渡す、(3)米の前  
銀であるから堅く約束を守り、米で返済できな  
いときは銀子で返弁する、(4)この証文の保証の  
ために、筑後守の裏判、および肝煎りをした寺  
田勝助、日高玄桂の兩人の請状を作成している、  
などがわかる。

米前金証文の一般的形式は、右の証文とはほ  
同じだといつてよい。那波文書から、米前金証  
文類を整理して示すと、第4表のとおりである。  
この表から、米前金証文の内容を、さらに一般  
化し、明確にしておきたい。(1)米前金証文は、  
右にみた岡部筑後守のような旗本層に限らず、  
細川、本多などの大名をも含んでおり、特定の  
層との関係からくる証文とはいえない。(2)前金  
の引当ては、岡部の場合と同じく、「我等知行  
米之内」(千村)、「領分之米売渡」(因州松平)、  
「来子(翌)年之秋納米」(小笠原)、あるいは



寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第4表 つづき

年 月	貸 付 先	銀 高	引 当	期 限
元禄 5年12月	小笠原佐渡守与力	30貫	我々知行米1900石	
6年 5月	京都所司代与力		知行米引宛	
6年12月	本多下野守	175	当西之納米12,500 俵売付	来 6月
7年 7月	加藤久左衛門	20両	1カ年3度の物成 米	亥春より丑10月ま で
8年 9月	三 枝			
10年 9月	滝川丹後守	15貫	来秋知行物成	来 秋
11年 2月	保田美濃守	15	役料米90石為前納	
11年12月	本多能登守	30	江州領分の米	来卯ノ6月限
15年10月	小笠原佐渡守	90	泉州河州知行所米	来未11月中於大坂
"	"	60	"	"
2年	本多下野守	10	江州知行所当已ノ 納米	午ノ8月
宝永 2年 6月	大田熊次郎	8	代リ米280石引当	当11月20日まで
5年	戸田采女正	252両 貫	来丑之冬納米	丑11月限於大津
年 未 詳	松平久之丞	14.632		

「当丑之知行納米」（松平主馬助）といったように、売渡し米穀の引当てが指定されている。(3)また決済方法については、岡部の場合のように「其時之相場」でもって、前銀高にみあう米高で返弁するというケースとともに、つぎのように、時相場から何匁下げで、前銀高にみあう米高を計算する場合があつて注目される。すなわち「米之直段は、其時之相場老石ニ付四匁下ケニメ」（伊達宮内少輔）という指定がある。このほか五匁下げ、三匁下げ、一匁八分下げなどがある。なお、この米前金高が明記され、さらに時相場から一匁八分下値で米高を換算する場合、その売渡し米がすでに「江州蒲生郡当西之御納米四斗入壱万式千五百俵売付申」すといふように、米高を指定されているケース（本多下野守）もあるが、このほか「過不足互ニ差引」き精算することになっている場合もある。(4)米前金証文の利率について第4表をみると、四〇

件の事例のうちに、利率の明示してある証文はわずか六件にしかすぎない。その他は無利足とみるべきだろうか、または前銀の米での返済のさいにあらためて取り決めているのだろうか、この点について確かめる直接的な史料はない。ただ前述したとおり、銀高にみあう米高で返弁する場合、その換算値が相場よりやや低く定められている場合をみたが、その時相場と換算米価の差が利足部分となっているのではないかとという推定も可能である。この点は、那波家が米の売買にどれだけタッチしていたか、という点にかかわるので、後に改めて検討したい。(5) つぎに貸付け期限をみると、岡部の場合は、春に前銀を借りて、その年の暮に米で返弁することになっているが、これと同じく、一年未満か、またはちょうど一年間というのが一般的である。この点は、米前金証文の他の証文類と異なる点であろう。すなわち、「米前銀之事ニ候へは、老ヶ年切之約速」(立花)、「米之儀は、老ヶ年切ニ限事」(細川)とあるとおり、原則として、何ヵ年にもわたっての売渡し、または返済ということは行なわれないのである。したがって、「借銀ニ而茂無之、米前銀之儀候間、内外如何様之入用をも閑、前後之借銀ニ不構、水損・早損之無構、右相定候堅約之通、米急度相渡可申」(小笠原土佐守)という文言どおり、一般的な借金証文とはちがう、米前金証文の期限上の性格、すなわち、一年一回限りの、特定の年貢米引当てに対する前金証文の性格がここにかがえよう。

以上、第3表を中心にして米前金証文の個々の性格をみてきたが、この証文はほぼ一ヵ年を単位としているが、年貢米引当ての前銀貸付けが実質的に継続され、後に個々の引当てが名目的となつて、いわゆる特定の大名の蔵元となつていくか、どうかをもっとも重要な問題となろう。ここにみられる事例では、右のような大名貸しのケースはみられず、むしろ個々のケースでの年貢米を引当てにしての前金貸付けであつて、その証文の文言どおりでの決済がすまば、その大名(旗本)との間の金融関係は終了するとみた方がよいであろう。また、この表の一件ごとの個々の銀高からみても、また継続性からみても、特定大名への集中はそれほど顕著ではない。もっとも、約束の期限内に返済で

きないために、四カ年から一〇カ年の長年賦の返済に切り替える例はある。たとえば、延宝九年六月因州（松平相模守）への六八貫四五〇目の米前銀証文の場合をみると、当初は、同年暮に米を渡すはずであったが、「当暮来年は、右中間衆中へ大分米相渡シ申候故、此方支配難成ニ付断申入候処ニ被聞届、四年切米之前金」となった。また元禄元年一〇月、林勝右衛門は蔵米知行の物成一三五石を一一貫三七五匁で売渡したが、そのさい「米売代之儀ニ候得は、一ヶ年切ニ右之米高皆済申管ニ候得共、勝手不如意ニ付御断申、来巳之年々来ル戌之霜月迄六ヶ年切ニ相定、毎年六ヶ老宛等分ニ割付相済、皆済可申」と、一カ年で皆済の予定が「お断り」をうけて六カ年の納崩しになっていることが記されている。これらはやがて、証文書替えのさいに、通常の借金証文の形式をとることが多い。このようないくつかの特徴をうかがうことのできる米前金証文は、特定大名へ集中しないで、個々のケースで年貢米引当ての一カ年限りの返弁を期待する、短期的な貸借関係であることを示している。<sup>(2)</sup>この証文からうかがえる京都の大名貸し町人の性格は、後の大坂を中心とする大名貸し町人の特定大名の蔵元、掛屋として強い結びつきが成立していた状態とちがうものといえるだろう。

(1) 延宝七年武鑑（橋本博編『大武鑑』所収）、『寛政重修諸家譜』巻八七五。

(2) 那波家の米前金証文での大名貸しは、「秋季廻米の売上高から返済をうける約束」ということでは「大名の借財に於て最も一般的なる方法であった」といえよう。松好貞夫氏は、『日本両替金融史論』でつぎのような例証をあげている。「戸田因幡守宝曆九年六月の借銀五十六貫余に対する証文を見るに『右者戸田因幡守就要用借用申処実正也、依之為引当蔵米千八百五拾石分切手百八拾九枚相渡置候返済之義者当十一月限老ヶ月老分老朱之利足を加へ元利無相違致返弁其砌切手取戻可申候云々』とあり、他の証文にも之と同様の文言を認めたものが多い」（同書一八一ページ）。また荒川秀俊氏も『助松屋茂兵衛文書に見えた大名貸』（『日本歴史』二一七号）で、主として享保期の大名貸しの証文が、今年の秋もしくは来年の秋に入手できるはずの年貢米を、定期買の形で買いとり、前渡金を渡している例を示している。これらの享保期以降の前金証文と、那波九郎左衛門家の寛文一元禄期における米前金証文とのちがいは、享保期以降の場合は、先納切手と米前

金証文の区別がつかず、両者が混同されていることである。すなわち、米切手という流通証券が米市場で一般化した段階（享保一五年の堂島での帳合米取引の公認以後）において、それに規制されたいに流通性をもたざるをえない米前金証文と、基本的には、まだ米手形の売買、流通が一般的でなく、それ自体では流通性をもたない米前金証文、すなわち実質的には「払米の保管証書」（松好氏前掲書）とそれほど異なるない段階としては、領主財政の金融上の立場からも、市場での米取引の面からも異なる性格のものといえよう。以上、寛文—元禄期の米前金証文と、享保期以降にみられる先納切手（米前金証文）とのちがいについて検討してきた。前の時期については、鴻池家の諸研究のなかに同種の史料をみる事ができるので、それを検討しておきたい。鴻池家研究のうちで重要な指摘の一つに、寛文—元禄期の経営は、大名貸しとともに米酒などの商取引に従事していたが、やがて大名貸しを主とする金融業專業となっていくことが説かれている。この金融業專業以前における米の取引形態を示す史料が川上雅「鴻池の商品取引と信用関係」〔『社会経済史学』三一ノ六号〕に掲載されている（元禄一一年五月の「売申中津米之事」）。内容はつぎのとおりである。(1)屋敷役人（小笠原修理太夫）、蔵元から仲津米七四〇〇石を鴻池家が買付け、その前銀として四三九貫五二〇目を支払っている。(2)米価は「米相渡申節相場を以て」決定されるが、鴻池は、代銀の内へほぼ米相場に近い銀高を前銀として渡している。(3)鴻池は一〇月二五日に引渡し予定の米を五月八日に先買いしており、もし秋の時点で現米を望まないときは前銀高を返却すること。ここに述べたかぎりでは、那波家の米前金証文の内容とそれほど異なったものではない。ただ、那波家の場合は、あくまで銀高が中心で、一年以内に時相場で銀高に見合う米高を売渡す約束での前銀ということになっているが、鴻池の右の証文は、まず売渡米高があり、ついで米相場に近い値段で前銀高をきめて渡すということになっている。川上氏はこの点に着目して「このような形態の方が前者よりかなり実さいの米の売渡し形態になっていることであろう。川上氏はこの点に着目して「このような形態の蔵米取引は、出米切手の先駆形態である」と述べている。この証文については後述のとおり問題なところがあるが、この「出米切手の先駆形態」とし、それとの関連で那波家の米前金証文を位置づけることもできる。先納切手はその後の展開とみることができるのではないか。

右に述べたような米前金証文について、さらに立入って引当てとされている年貢米（蔵米、知行米）の販売、その前金高との精算方法などについて検討しておきたい。このことは前述した京都町人の大名貸しが個々のケースでの一

カ年限りの短期的な貸借関係を主としていたとすることの意味を、さらに実さい返済にさいしての米販売の過程と、どうかかわっていたかという観点からみておきたい。この点はまた「町人考見録」にみられる大名貸し町人、両替商の没落と米市場の関係を検討することになるだろう。このことは那波家が米取引の過程で損益の影響をうけるような経営の仕組みをもっていたかどうかにかかわってしよう。この点をみる前に示すような元禄初年における大坂での米問屋、米仲買、両替商の倒産とどうかかわっているのかをみておきたい。すなわち元禄三年四月の触書「身躰倒れ候町人之事、はた商之事」<sup>(1)</sup>はつぎのとおりである。

覚

一 近年町人倒れ者并手代取込銀等数多有之而、雖勘定申付候、帳面不分明候事

一 町人金銀并商売物取やり致候事、相互之儀候、身躰をかさり、大分取込置、連々工を以倒れ候者も有之様聞へ候、畢竟此身躰人茂存たるほどの失墜無之して損銀懸候段不届之事

一 手形売、手形買、口上売、并はた商と申事、前々々堅停止申付候、取わけ此商売米問屋、同仲買、両替屋等ニ多有之、直段のさかりを請潰れ候者数多有之様相聞候事

右三ヶ条之趣不届之至候、如此之族於相知は穿鑿之上、其身者勿論、申合馴合候輩迄、依輕重或死罪或牢舎可申付、此旨大坂天満町中借屋之者共工至迄、急度可相触知者也

午四月十八日

土 佐

この触書の前二ヶ条は町人倒産にもなり一般的な状況を示しているが、最後の一条は、手形売買、口上売、はた商いという取引をするさい、相場の値下りによって、米問屋、米仲買、両替屋などの倒産する商人が数多いという具体的な状況の指摘がなされている。ここに数多くみられるという手形売買などの米相場の変動に乗じて損失をうけ、倒産するという状況があることを示している。事実この元禄三年の触書にある手形売買などの禁止は、すでに承応三年からみられていることであるが、それ以来、元禄年間にかけての米取引に関する基本的な方針は、たとえば「蔵元

之米を買、三分一程敷銀を渡し、其銀子ニ利足を加へ、順々ニ手形を売渡、約束之日切を相延候ニ付而、一枚之手形一日之内二十人之手ニ渡り、米高直ニ成候よし申候」(承応三年)とあるように、米仲買を経て手形売買が行なわれ、また蔵元での先手形の発行などがみられ、これらは蔵出日限の延長によって買占められることになり、やがて米値段の高騰をまねいているという。したがって米手形の転売の禁止が米買占め、米高値の抑制にもなって連年出されることになっているのである。このように承応三年以来、元禄期にいたるまで、大坂の米市場は、手形売買、米買占め、米高値という一連の米取引に強い否定的な関心をよせているのである。このことが前掲の元禄三年の町人倒産についての具体的指摘たる米問屋、米仲買、両替屋などの相場の下落による倒産という事態をまねいている背景である。

このような米市場のあり方からくる倒産の危険性と、年貢米の前金を融資していた大名貸しの那波家は、どうかかわりあうのか、すなわち前金を精算する時点で、年貢米の販売を経営内において果たす機能をもっていたかどうかを検討する必要がある。以下、この点に焦点を合わせていきたい。

元禄一〇年に刊行された『国花万葉記』に、三浦壱岐守(日向県・二万三〇〇石)の「蔵本」に「那波屋九郎左衛門手代」の名がみえる。この蔵元について、具体的様相を知ることにはできない。さきにみた「諸方用立之覚」(享保一〇年)によると銀一六二貫目余の借財が計上されており、そこに「元銀式百貳拾五貫目御用立候内年賦ニ相成、宝永七年迄請取相滞高御証文ハ江戸店ニ御座候」と記されており、蔵元として結局は多額の借財が残されていることを知るのみである。この三浦壱岐守の蔵元としての性格はわからないが、蔵元関係の証文の残っている本多下野守の場合をにつきにみてみよう。

覚

一本多下野守知行所江州三万石之納り米蔵元其方江被申付候、依之蔵敷米定之通毎年相渡可申候、尤永々之儀紛無之候、且又右米売払申儀、大津ニ而清水喜兵衛、八幡町ニ而大庄屋長左衛門此兩人請合申ニ付、則兩人々請合之証文取置申候間、自然売付銀致遅々候共、其方江は少茂構無之候、為其如件

元禄三年巳八月

那波九郎左衛門殿

ここでの那波家は、本多の江州知行所三万石分の蔵元に任じられているが、実際の「米売払」いは、大津と八幡の町人によってなされており、蔵元としての那波家は、この兩人から「売付銀」を受取る立場にすぎない。この本多の蔵元となった前後の那波家と本多家との貸借関係がわからないから、ここでの、蔵元というよりむしろ掛屋の性格の強いことの意味について十分に説明できない。しかも那波家へ右の蔵元任命の証文が出た四年後の元禄六年二月に、那波家（宛名は綿屋作兵衛<sup>(3)</sup>）は「一本多下野守蔵元、大津南保町、若林新八」から「米請負預り証文之事」を受けり、本多の「江州蒲生郡当西之御納米、四斗入老万式千五百俵売付申為先納銀、銀高百七拾五貫目」を貸付けている。本多の蔵元である若林新八は、この米を「我等土蔵江相詰」め、「御囲米」として「右之米来三月、五月、六月迄之内ニ其方御勝手次第、何時成共蔵出し相渡可申」と記している。ここでの那波家はすでに蔵元ではなく、米の前金と融通する立場にたっているにすぎないのである。このように、(1)あるときは蔵元になったり、あるいは蔵米の前金と

本多下野守内 渡辺源兵衛<sup>(黒印)</sup>

同 大西三郎兵衛〇

同 村沢藤左衛門〇

同 勝野次郎兵衛〇

同 大井田十郎兵衛〇

同 長井七郎太夫〇

して貸付けたりする場合などがあり、蔵元として安定した立場にあったわけではない。(2)また蔵元としても、本多の蔵米の売買に直接タッチしていない。那波家にとっては、蔵元売払代金がいつも問題となっている。このような本多下野守の蔵米販売と那波家の関係と同じく、元禄五年一二月の小笠原佐渡守との場合をみるとつぎのとおりである。那波家は米前銀として一八貫五六匁余を融通しているが、この引当ての知行米一九〇〇石を「於大津其方勝手之蔵江詰置」き、この知行米が「其方蔵元ニ而売払代銀之内ニ而引取」るように、また「右皆済迄ハ蔵元外江申付間敷」と記されており、明らかに那波家は知行米売払いの過程にはタッチしていない。また蔵元も小笠原家の任命になるものであって、一方的に蔵元を代えて破約などしていないといっていることは興味深い。また八〇〇〇石の旗本、三枝撰津守は元禄初年に那波家から多額の融通をうけて「勝手支配」をうけているが、その返済の方法も米の現物を販売するところまで関与していない。すなわち「知行米八〇〇〇石之内、家中之者共江宛行物成切米扶持方、駿府江戸年中雑用諸色積り書立を以相談申入、残米代金引当ニ致、此度勝手支配不残其方江相頼」とあるとおり、那波家にとっては、あくまでも「残米代金」で債権の回収をはかっている。この方向は、これまで述べてきた本多、小笠原のケースと一致している。これを数字の上で示すと、右の「一札之事」を出した同じ元禄五年一月に、三枝家は「知行物成年中入用之定書」を作成して那波家へ渡している。これを第5表として示す。これによっても、三枝家の那波家への返済部分分が、いわゆる現米勘定の部分でなく、現金部分のところで支出されることになっている。このことは、前述の「残米代金」という指摘と一致している。

これまで述べてきたように、那波家は年貢米処分の過程で、米売買に直接タッチしていないで、米の売払代金が出て以後、回収することになっている点を注目してきた。ところが、米前金証文には、引当てとなった年貢米の引渡しについて「……領分之米貴殿江売渡」という、かなり一般的な指摘がされているのが多い。この簡単な記事につい



第5表 旗本三枝氏財政収支表  
(元禄5年1月)

駿府領	知行高	五千石	納	8,292 <small>俵</small>
房州領	川越領	知行高	三	3,028
千石	納	合	計	11,320
内	家中物成			1,375
	〃山方物成			1,175
	渡扶持方			428
	台所扶持方			1,196
	客米臨時			335
江戸・駿府	入用合			4,509
引残	テ 払米			6,132
	此代金			(2,194 <small>両</small> )
	外惣小物成浦役			(231 <small>両</small> 3分)
駿府・江戸	有金合計			(2,425 <small>両</small> 3分)
駿府江戸	有金合計			2,425 <small>両</small> 3分
内	家中切米金			717 <small>両</small> 3分
	年中雜用諸色入用			858.1
	駿府領川除入用			70.0
残	金			779.1
内	於京都那波九郎左衛門			200.0
の借銀返弁				579.1
又残				

ニ而廻り不申候ハ、大坂迄着米ニ而相渡可申」とされている。すなわち大坂の米相場で銀高相当の米を国元で引渡す。もし国元で捌けないときは大坂着米で渡すことを定めている。この限りでは、那波家は米売買にかなり深く入り込んでいることになる。ここで二つの点、前半と後半で問題がある。まず後半の部分から検討しよう。右に引用した「添手形」は木下の家老クラスの連署したものであるが、そこでの表現と、別にさらにもう一通蔵奉行が加わって書かれた「添手形」の表現とが重要なところでちがうのである。蔵奉行は、返弁について「若国元ニ而少モ廻り不申候ハ、大坂上リ米売銀ヲ以相済シ可申」と記されており、ここでも「米売銀」での支払いが約束されていて、那波家が米を直接引取るといふ様子はない。木下備中守の直判の証文、家老クラスの添手形では、返弁の方法については一般的な表現しかされていないが、蔵奉行の添手形でそれが明らかに指摘されていることは、やはり現実に処理しな

ただけでは、どういえないので、つぎの備中足守の城主、木下淡路守への貸付けのケースについて考えてみたい。明暦元年五月に、備中足守の城主木下へ那波家が銀三六貫目を貸付けたさい、木下の家中から「添手形」が出されている。これによると、右の銀高は、六カ年の納崩しで毎年一月上旬に返弁することになり、その返弁の規定は、「但国元ニ而米相渡可申、直段之義は大坂之相場ニ而仕、右之銀高勘定次第相渡可申候、於国元右之通

ければならない立場からの反映とみることができよう。前述したとおり、一般的に「……領分之米貴殿江売渡」すという表現がされていたからといって、それが直ちに米引取りということにならないだろうことを注意しておく必要がある。第二に、この木下の場合だけの問題ではなく、那波家の米前金証文に広くみられることであるが、年貢米を前金で売渡すさい、木下の場合では「大坂之相場」とあり、他には「時之相場」あるいは「時之相場も何奴下」げで、前金高に照応する米を引渡すということについてである。金高と米高の換算を「時之相場」でやるということは、まづ金高はたとえ一年後であっても変動しないのであるから、もし「時之相場」の変動があるとすれば、変わるのには米高である。ここでは、那波家は米の相場変動からうける影響、すなわち米価の下落からの損失を招くことはみられないし、またたとえ米価の高騰があつたとして、そこからの利益も期待できない、ということなのである。すなわち那波家は、どれほど米前金証文を出そうとも、米の流通過程に関与することによって利益をうけることはできない仕組みとなつていたのである。この点は、大名貸しとしての那波家の性格をみるさいにとくに重要なことである。したがって、たとえ「……領分之米貴殿江売渡シ為前銀」という表現も、その後引続いて「右之米……時之相場ヲ以右銀高渡シ」などと記されている場合は、那波家にとつては、たとえかりに米を現物で受取つたとしても、それは単に手続上の問題であつて、その過程から利益を生み出す機会はほとんどないといつてよいであらう。この点は寛文一元禄期に大名貸しとともに米などの商取引に従事していたといわれる鴻池家の場合を、二、三の原史料に即して検討してみると、右にみた那波家の場合とほとんど同じケースである。<sup>(4)</sup> 鴻池は形式的に米を買入れても、実際の米相場の変動とは関係ない、前金としての貸付けなのである。このように鴻池家にせよ、那波家にしてもあくまでも貸付金の回収のための米代金への関心が主であるといえよう。これはいわゆる掛屋として、「蔵米の販売代金を収納、保管し、大名の必要に応じて国元、江戸へ送付する」機能に近い性格をもつていたといふことができよう。この点をもつともよ

く示している史料につきのものがある。それは享保六年一二月に、那波家は大坂出店（壺屋善兵衛名義）を「新店」とすることにしたさいつくられた「定書」のなかに、大坂出店の性格について規定したつぎの条項がある。

一当店家業向は、御蔵元、御掛屋、御為替御用儀於江府御扶持米納方ニ付廻米之手組旁右比御用筋専要ニ候、皆以御大切成ル御用向無油断令勤、追々京都支配方へ逐一通談可有候、於然は其品々我等差図之趣支配之者々可申談候間、示合何分ニも首尾能様ニ可被相勤候、右御用方故商売之店ニ而ハ全ク無之ニ付、銘々自分夏として猶更米商売急度停止ニ申付候条弥以可相守、尤惣而何ニよらず市売買ケ間敷儀聊有之間敷事、

この条項の重要な点は、大坂出店は、蔵元、掛屋、為替御用、江戸への扶持米の廻送などの御用を家業としているのであって、米商売の店ではないから米商売をしてはならないこと、あるいは「市売買ケ間敷」きことを禁止していることであろう。那波家自らが蔵米を買入れて販売することを否定し、あくまでも蔵米販売代金の収納、保管の業務を重視していることになろう。

このように、米の販売流通と直接のかかわりをもたない那波家は、ここから資産の増加、利潤の期待をもちえない性格をもっていたのである。実際に米取引に従事したわけでないことと共に、蔵米販売代金の収納、保管の業務も、前述したとおりの特定大名との間に恒常的な関係が成立していたわけではないことに注意しなければならない。米前金証文にみられる個々のケースでの一年限りの前金貸付けで、それも蔵米販売の過程での利益を期待できない機構での金融であるところにその基本的な性格をみることができよう。

- (1) 『大阪市史』第三卷、一一二ページ。
- (2) 『大阪市史』第三卷の触書による。
- (3) 綿屋作兵衛は、那波家の手代である。江戸駿河町両替店の名義は綿屋の名義を使っている。
- (4) すでに紹介したように、寛文一元禄期の鴻池家では、大名貸しとともに米などの商取引を行っていたという。この点

については算用帳を検討した作道洋太郎氏が「蔵米の表示にあたって、たんに産米の俵数を示したものと、石数で現わし、米価の換算率を併記したものと、二種類にわかれる点から考えると、鴻池では正米でない未着米に対し、先約切手を受け取り、これを市価より安い米価で換算し、大名諸侯に融資していたものと考えられる。これらの点をあわせ見るならば、鴻池は掛屋として大名貸を設定するばかりでなく、蔵元としての機能をも果たしていたと推測することができる」（同氏「近世大阪における町人蔵元の出現と大名貸の成立」、『幕藩体制確立期の諸問題』所収）と述べている。作道氏だけでなく、鴻池研究の諸氏には共通して、現米か、未着米かなどという問題の前に、算用帳などにみられた米関係の項目、記事から、直ちに鴻池の米取引をみる傾向がある。この点はなお検討する必要がある。すでに紹介した川上雅氏の論文「鴻池の商品取引と信用関係」に出ている「売申中津米之事」という証文を再びとりあげてみたい。この証文は、中津米七四〇〇石を買付けたさい、あらかじめ前銀として米相場に近い銀高を渡している。ところが、この取引の精算時（秋）にさいしてはあらためて「直段之儀者米相渡申節相場を以過不足指引可申」となっている。このことは、前銀をきめるさいの一石当り五九匁四分の単価に拘束されないで、精算時の米相場で計算し直すことになる。この場合の米相場とは具体的に五九匁四分より上か、下かのどちらかしかない。かりに五九匁四分より上値だとする（「三貨図彙」では、元禄一〇年は六五匁）と銀高は増えて前銀との差額が生じてくるがそれは鴻池の得分にならない。その差は小笠原に吸収されてしまうことになる。ところが、下直になった場合、今度は鴻池の損失かというところ、そうではない。すなわち証文の後書に「右之米当寅十月廿日限ニ急度相渡可申候、若米所望ニ無御座候者銀子四百三拾九貫五百貳拾目ニ而相渡可申候」と記されている。これは米相場が五九匁四分より下値になった場合、鴻池は米を引取らず、前銀高分を引取ればよいのである。これでは鴻池が形式的には中津米を買入れたことになっているが、実際の米相場の変動とは関係なく、結局は前銀部分の貸付けということになる。以上、晦渋な説明になったが、これでは鴻池の蔵米取引の例証として示された証文は、これまで説明してきた那波家の米前金証文と実質的にはそうちがったものではないということにならう。したがって、鴻池の算用帳などに米の項目、記事があった場合、それが現米である場合とはかく、未着米などの場合は掛屋として前銀を融資することとはあっても、作道氏の推測するように「蔵元としての機能も果たしていた」とみることができないのではなからうか。鴻池の米取引への関与は、あまり過大に評価することなく、今後慎重に検討しなければならぬだろう。この点は鴻池の寛文―元禄期の過程で生じた金融業Ⅱ大名貸し專業への純化をどう評価するかということにかかわってくるからである。

枝手形について

米前金証文の形式的な特徴、および年貢米販売、販売代金の金融と那波家の関係などについてみてきたが、ついで枝手形の形式的特徴、枝手形による大名貸しの資金調達、米前金証文との関係などについて検討してみたい。

山口栄蔵氏は「町人考見録」にみえる両替善五郎の枝手形についての記事を手がかりに、「枝手形について」(器具体例における歴史研究』所収)という考証を発表している。山口氏は、大坂の本両替商である加嶋屋長田家の史料中にある文化年間以降の枝手形の実例をあげて、枝手形は「ひろく江戸時代を通じて両替商の間に慣用されていた金融手形の一つ」であり、「考見録に見ゆる両替屋善五郎が、京町人の金銀を集めて『大名がしの間屋』となったのは、この枝手形の発行更に濫発によったものである」としている。さらに第1表でみたように、那波九郎左衛門家の文書中には、右の両替善五郎をはじめとして、多くの枝手形が残っている。つぎに枝手形の一例を示そう。

枝手形之事

一越後中将様へ寄合銀高式百貫目御取替仕候内、貴殿銀式拾貫目御借ニ加へ被成候所実正也、但利足八月九歩、元銀ハ午霜月  
 ヲ戌霜月迄五ヶ年切也、何時ニ而も御返弁次第ニ割付相済候へ而も、則御家老莊田主馬殿、林内藏助殿、安藤治左衛門殿、  
 小西、衛門殿御借状我等方へ請取置候ニ付、如比ニ為其仍如件

延宝六年正月十一日、

両替善五郎(黒印)

那波八郎左衛門殿

この枝手形によると、両替善五郎は松平越後中将へ銀二〇〇貫目を貸付けているが、そのうちの二〇貫目は那波家の出資分である。那波家は両替善五郎のうちへ加わっているため、越後中将家中からの証文は善五郎が預っており、那波家へは渡らない。そこで両替善五郎からあらためて那波家へ枝手形が発行されたのである。

これらの枝手形を整理して示したのが、つぎの第6表である。この表から、いくつかの特徴的な点を指摘しておこう。

利 足	期 限	そ の 他	証 文 名
20貫まで利12匁以 後10匁 月1分	来西4月 5年切	添 状	借用申銀子之事
100兩1ヵ月1兩2分	当8月		覚
" "	来8月		借用申金子之事
1貫1ヵ月15匁	戊4月		借用申銀子之事
月1分半	戊11月		借用申銀子之事
1貫月8匁	10年賦		
	8ヵ年賦		枝手形之事
	8ヵ年賦		覚
1分=付月11匁	4ヵ年賦		一札
年1割	5ヵ年		請取申銀子之事
月1分1	当8月切	刀等質物代	
月1分2	来年6月切	米 前 銀	請取申銀子之事
10貫1月130日			
月9	5ヵ年		枝手形之事
月8	当極月切		請取申銀子之事
"	"		"
1ヵ年5分	13ヵ年賦		
		秋田城米3千石5ヵ年の内	
月9.5	3ヵ年切		請取申銀子之事
			枝手形之事
月1歩		秋田城米10,000石秋田で受 取申定	請取申銀子之事
		" 7,000石5ヵ年賦	
		添 状	
月1歩	10ヵ年納		請取申銀子之事
	来戌年ゝ寅暮迄納	御米前銀トメ此方ゝ15貫	枝手形
			添 状
月1歩1	来年10月切	最上米之前銀=御入加へ被 成	請取申先納銀之 事
		秋田城米3千石4ヵ年秋田 で " 500石 " "	
年5歩	9ヵ年限		枝手形之事
	5年納		覚

寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第6表 枝手形の一覧

年 月	貸 付 先	枝 主	那波家貸高	総 銀 高
寛文6年3月	紀伊大納言	両替善五郎	50貫	
8年5月	松平薩摩守	三嶋泉齊	30	
9年1月	松平越前守	両替善五郎	66.700	
"	松平薩摩守	三嶋泉齊	100兩	200兩
"	"	井筒屋三郎右衛門	100貫	
9年12月	"	三嶋泉齊	8	
"	"	"	30	貫
12年壬6月	田村右京	井筒屋久和	10.880	21.760
12年7月	松平越前守	松尾重右衛門	13.300	70.300
13年6月	松平中務	那波十右衛門	30	145
延宝2年11月	土井帯刀	井筒屋久和	20	180
4年1月	松平越後守	両替善五郎	20	
4年3月	松平下総守	"	20	150
4年11月	小出備前守	"	2	70
5年1月	松平中務	那波松齊	7.200	48
6年1月	松平越後守	両替善五郎	20	200
7年1月	水戸宰相	"	50	
"	"	"	60	
"	森伯耆守	雁金屋藤右衛門	11.320	50.320
7年11月	佐竹右京太夫	宇野了元	66	300
"	松平越後守	両替善五郎	60	
8年1月	松平和泉守	日野屋又兵衛	3.800	20
8年7月	松平讃岐守	両替善五郎	33	
8年11月	佐竹右京太夫	宇野了元	200	1,000
"	"	"	154	700
8年12月	?	井筒屋次兵衛	20	
9年1月	松平讃岐守	両替善五郎	76.543.2	
"	細川越中守	"	146.878	
9年3月	松平讃岐守	"	26.500	
天和1年12月	能勢惣十郎	日野屋又右衛門	2	15
2年1月	松平周防守	大黒屋善五郎	20	
2年10月	松平下総守	両替善五郎	34.950	
2年11月	佐竹右京太夫	宇野了元	51.500	300
"	"	"	8.600	50
3年1月	松平讃岐守	両替善五郎	9.476.4	
3年2月	能勢惣十郎	清八郎	10	

利 足	期 限	そ の 他	証 文 名
月1歩	4年賦	秋田城米3450石宛4ヵ年秋 田で請取 当暮る利足計申渡シ 米前銀 1300石の下受米に取替 秋田城米5600石宛4ヵ年 "	請取申銀子之事 " 分手形之事
月9	5年賦 年賦 13ヵ年	元銀44貫577匁	覚 請取申銀子之事 枝手形之事 枝手形
月1歩2	来年3月切		"
月7.5	来12月切		請取申銀子之事
月1歩1	8ヵ年 未3月切	御米前銀 = 高須納米2600石質物 = 取	" 証文 枝手形之事 枝手形
月1歩 年中7の利足	戌11月限 巳ノ10月限	御米為前銀	枝手形之覚 枝手形
月1歩	11月限		請取申銀子之事
月1歩1	卯11月限 10年賦		" 預り申銀子之事 枝手形之事

第一に、枝手形の発行のねらいが、大口融資の焦付き、危険分散のためであるから、その貸付先はいずれも大名クラスにあり、米前金証文のさいにみられた、旗本、大名家中などへの貸付けはあまりみられないこと。第二に、枝手形を発行した町人は、両替善五郎をはじめ、三嶋泉齊、井筒屋三郎右衛門、同次兵衛、同清兵衛、松屋重右衛門、那波十右衛門(松齊)、雁金屋藤右衛門、宇野了元、日野屋又兵衛、同基太郎、大黒屋善五郎、辻次郎右衛門、広瀬助右衛門、藤村九十郎などである。いずれも著名な京都町人であり、大名貸しで知られているクラスである。これら大名貸しと特定の大名との関係は、嶋津と三嶋泉齊、佐竹と宇野了元などに結びつきを推測することもできるが、他にはあまりない。かえて両替



寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第6表 つづき

年 月	貸 付 先	枝 主	那波家貸高	総 銀 高
天和3年12月	佐竹右京太夫	宇野了元	85貫700	345貫
貞享1年6月	大久保加賀守	両替善五郎	25	
1年7月	松平相模守	辻次郎右衛門	443.48	157.214.43
1年11月	佐竹右京太夫	宇野了元	6.569.23	35
"	"	"	97.981	560
"	"	"	97.981	560
1年12月	松平周防守	大黒屋善四郎	1.500	15
3年1月	井伊掃部頭	井筒屋次兵衛	75	
4年11月	松平右衛門佐	両替善五郎	117.912.8	
元禄2年3月	"	日野屋甚太郎	1.573.86	13.931.80
"	松平主馬	那波松齊	2.500	7.500
3年1月	井伊掃部頭	井筒屋清兵衛	30	
3年4月	大久保加賀守	両替善五郎	4	
3年5月	小笠原土佐守	広瀬助右衛門	8.800	
3年12月	"	"	6.580	1,600両
4年7月	木村与兵衛	辻次郎右衛門	60.7	300目
6年11月	土方市正	藤村九十郎	10	675両
13年10月	本多主殿	久川次郎右衛門	8.810	37貫600
宝永3年2月	松平伊予守	両替善五郎	40	
7年12月	小笠原佐渡守	辻次郎右衛門	6	
"	松平讃岐守	両替善五郎	20.570	
享保15年4月	相馬弾正少弼	品川喜三右衛門	2.100	

善五郎のように、この表だけでも一一家と関係し、それぞれの枝手形を発行している場合が目をひくし、他もそれほど強い特定関係をみることはできない。

第6表から、枝手形についての特徴的な点をあげると右のとおりになるが、この時期での枝手形による金融の形態としての、大名貸しをする町人相互間の融通形態については後にみるとして、まず、枝手形の発行者と貸付先の大名との間の貸借関係の内容についてみておきたい。

すなわち那波家が両替善五郎などへ出資した場合、枝手形発行者である両替善五郎と大名との間の貸借関係は間接的になるため、その実態は容易につかめない。

また那波家が他町人に出資を求めた場合でも、それを示す史料はすでにこれまでの元利滞り分の精算のために作られた史

料のため、ここでの問題を追求するには不十分である。このような史料的不十分さを念頭においた上で、つぎのように考えたい。枝手形の発行者と大名との間の貸借関係は、通常の借金証文によることもあるが、それより前項でみてきたとおりの、米前金証文による貸付の場合とほぼ同じ内容のものといえないだろうか、と。すなわちこの時点で大名貸しの基本は、米前金証文を軸として、それからあらためて枝手形が発行されたり、あるいは延滞した場合に通常の借金証文となる、と整理することができないだろうか。

右に述べた点について、若干の根拠をつぎに示そう。第一に、右の点を直接的に示しているつぎの枝手形を検討したい。

請取申銀子之事

合銀式貫目ハ、

右は小出備前守へ米前銀ニ七拾貫目借シ申内へ御入加へ被成候銀也、但利立ハ月壹分式、元銀へ来年巳六月切ニ相定リ申候、何時ニ而モ御返弁次第ニ相渡シ可申候、則御裏判之借状并御藏本中請状ヲ中嶋、井筒屋十兵衛当名ニ請取置候ニ付如比ニ候、為其仍如件

延宝四年辰霜月廿一日

那波九郎左衛門殿

兩替善五郎(黒印)

右の史料では、小出備前守への七〇貫目が明らかに「米前銀」として、井筒屋十兵衛、兩替善五郎、さらに那波九郎左衛門まで加わって融通をうけていることである。また天和二年一〇月に同じく兩替善五郎が那波家へ渡した「請取申先納銀之事」によると、那波家は兩替善五郎をおして、「松平下総守様最上米之前銀ニ御入加へ」として銀三五貫目ほどを貸付けている。ここでは「利立月壹歩壹、来年亥ノ十月切ニ最上米着次第御渡シ」という条件がついている。このほか天和元年一二月の能勢惣十郎、貞享元年七月の松平相模守、元禄三年四月の大久保加賀守、同三年一

二月の小笠原土佐守、同六年一月の土方市正などの枝手形類は、いずれも米前銀であると明らかに記されている。第二として、これまで米前銀のため、と明らかに記されている枝手形を追ってきたが、これまでみてきた枝手形の内容からうかがえるように、米前銀となっている場合、その返済の期限はほとんど一年以内であることを注目したい。米前金証文の一つの特徴でもある一年以内での精算ということが、ここでも貫かれていることである。この点を確認した上で、あらためて第6表をみると、多くの返済期限は三年から一三年という年賦となっているが、なお一ヵ年以内という期限をみることが出来る。これら三年から一三年程度の年賦での納崩しは、当初から長年賦の場合もあろうが、さきに米前金証文のところでもみたように、当初の年内返済の原則がくずれ、あらためて期限を定めての年賦返済となったケースと同じようなものとみることが出来る。枝手形を米前金証文との関係で、ほぼ同性格のものともみようと、そこでのちがいは、ただ大名と直接的な貸借関係にあるか、あるいは間接的な貸借関係かの差にすぎなくなくなってくるのである。枝手形の発行者と借入者である大名との間の関係を、すでに検討したところの米前金証文とはほぼ同じものとするならば、その上で寛文—元禄期の京都の大名貸し金融に現われた特徴といえる、枝手形による資金調達をどう考えるかということになる。以下、この点を検討してみよう。

これまで第1表および第6表から、枝手形についてのいくつかの特徴的な点をあげておいたが、これらはいずれも那波家が両替善五郎なり、三嶋泉齋に加入している場合であるから、総額がいくらで、どういう顔ぶれで構成されているかわからない。これとは反対に、那波家が主となって他町人が加入している場合も当然考えられよう。証文類が現存する若干例をみると天和二年二月、前田安芸守への貸付けにさいし、柴田隆延から三貫目の出資をうけているし、正徳元年一二月の、松平伊予守への貸付け銀（元銀六貫目余）の残額一六貫目余のうち、安田孫七郎は一貫目余を出資していることがわかる。いずれも那波家から「枝手形」を相手に出すためか、この種の史料はあまり那波家に

残らない。そこで「殿達借年々利足不相済寛」（万治二年）という帳簿から、那波家の大名貸しの実際の内訳をみてみたい。承応二年に松平隠岐守への銀四五貫目の貸付けは、両国屋宗智、十一屋宗不、井筒屋久和、両替文左衛門がそれぞれ五貫目ずつ、久住権兵衛が一〇貫目、那波は一五貫目という出資である。また慶安四年、黒田筑前守への銀二〇貫目は、平岡久右衛門と那波が折半であり、さらに慶安元年の鍋嶋信濃守への銀一〇〇貫目の貸付けは両国屋宗智一五貫目、家原自仙、伊勢屋六兵衛は一〇貫目ずつ、平岡久右衛門七貫目、桔梗屋六右衛門、十一屋宗不、わく了雲、両替文左衛門、かき屋常俊がそれぞれ五貫目、播磨屋宗堅は三貫目、そして那波は二〇貫目である。なお木下淡路守の銀三八貫目の貸付けのように、大串五右衛門が一貫八七七匁七歩、那波は三六貫一二〇匁三歩というケースもみられる。この帳簿は、おそらく万治三年という時点で、承応二年以来、那波家から諸大名への貸付け金のうちで、元利の返済が滞っている分をあらためて記し、以後寛文一二年まで、元利の返済があるたびにつけ加えていったものと思われる。これら諸大名への貸付けにさいして、前述したとおり、那波家だけで出資しているのではなく、多いときは一人もの町人が加わっている場合もある。そのうちの那波家の出資分は、他の町人より多いのが普通だが、具体的にはさまざまで、一定の比率があるとはみられない。

これまで、枝手形のいわゆる他人出資分がどの程度かを那波家の史料からみてきたが、これは「町人考見録」にしばしば「方々借銀」、「方々町人より請込高」、「町人の借り銀」と記されていることと同じ性格であろう。「町人考見録」には、両替善六、同善四郎、小牧惣左衛門、凶子口、大黒屋徳右衛門、那波九郎左衛門、両替善四郎、辻次郎右衛門などが他人出資分の資金を加えて大名貸しを行なっていることが記されているが、前述した「殿達借年々利足不相済寛」にみられる諸町人も枝手形をうけて出資しているところから、この種の方法による大名貸しの資金の確保はかなり一般的なものであったといえよう。なおこのような同業者ともいべき町人からの出資金のほかに「寺町筋其

外方々寺方の祠堂銀」（小牧惣左衛門）、「家来出入の者は云に不及、或は寺方の祠堂銀、後家の寺参り銀、おぼゞの針箱の自分銀」（辻次郎右衛門）などといった零細な出資金を利付で預る場合もあった。「町人考見録」にみえる家原家の享保八年の帳簿は、その状態を示している。<sup>2)</sup>この帳簿は家原家資産の分散当時の借入銀高を示している。この内容は「且那樣も預」が金二五〇両と銀五貫目であり、ほかに銀一〇貫目をこえるのは日野屋又右衛門、塩屋孫兵衛、塩屋長左衛門など同業者といえる数家のみで、あとは寺院関係者、出入の者などで、多くて五、六貫目、一貫目以下を家原へ貸付けている家がほとんどである。こうした零細な額を集積して貸付資金とすることは全体の大名貸しからみればそう比重の高いものではなく、主な資金調達はやはり枝手形を通しての同業者からといえよう。

こうした枝手形を発行して大名貸しの資金を調達することは、第一に調達しうる資金量を拡大しうること、第二に貸付け資金の焦付きに対する危険分散ということ、この二点が考えられる。ところが前者による資金調達が増大して信用を過大にすると、後者の危険時にさいしての分散が意味をなせず、かえって連鎖的に倒産をまきおこすことになる。「町人考見録」にみえる多くの大名貸し町人の倒産の事例は明らかに連鎖倒産を示している。「町人考見録」にみえるこうした枝手形の発行による大名貸し資金の調達は、一七世紀後半、京都における大名諸家への金融の一つの特徴的形態を示しているといえることができる。こうした特徴的な資金調達の形態は、同時に米前証文のさいにみえたような特定大名への集中はみられない、個々のケースでの一年限り決済の大名諸家への短期的金融形態と結びついて理解すべきであろう。すなわち危険分散の意味での多くの諸家への分散貸付けと短期間での貸付金回転をはかるといふところに、寛文一元禄期の京都における大名貸しの特徴をみることでしよう。<sup>3)</sup>

(1) 文部省史料館所蔵。

(2) 「万寛帳」（三井文庫所蔵史料 追一四一五）。

(3) この枝手形によって町人相互間で貸付資金を調達する方法は、山口栄蔵氏によって紹介されているように近世後期にもみられるが、この種の資金調達のもつとも原型とみられるものは、鎖国以前の朱印船貿易などにみられる投銀による資金調達、出資額に見合う利益金分配、危険分散の目的などにみることができるとはならないだろうか。かつて海外貿易、領主への金融を通して得た莫大な貨幣財産をさらに増殖するためには、鎖国後の状況のなかでは領主への金融を行なう以外にない。こうした事情が大名貸し金融にさいして枝手形を濫発しての資金調達が行なわれたのではないか。近世前期において京都の高利貸資本が重要な役割りを果たしていた事情については、このような伝統的な貨幣財産と資金調達の方法によることを考慮において、その特質について検討する必要がある。

### 借金証文について

米前金証文、枝手形について、大名貸し関係の借金証文について検討してみたい。ところが第3表をみてもわかるとおり、ここで扱うことのできる借金証文の数は少ない。もちろん証文自体の残り方に問題があるから、それをどうこういえないが、内容についてみると、「借用申金子之事」と借金証文の形式はとっているが、明らかに米前金証文との関連で出されたものであり、それらのなかにくるめてみなければならぬ証文類がある。元禄四年から八年にかけて三枝撰津守、同土佐守への貸付けの事例などがそうである。元禄八年一月のは借銀の利足分の滞りをあらためて証文にしたものであり、その他、「三枝撰津守、土佐守為要用」、「為内用」として、引当てなしに貸付けている。これは米前金証文から「勝手諸事支配」を引受けた結果、発生した借金であろう。また京都、大坂の所司代、城代などに在役中の武士への借金がみられる。能勢惣十郎、水野勘左衛門、あるいは大坂町奉行などの証文がそれである。これらは米前金証文との関係がないわけではないが、それよりもむしろ、那波家が京都、大坂に居住しているという関係から、幕府役人への特別の奉仕とみることができよう。また枝手形とは異なるが、甲府宰相、本多飛騨守などへ

の貸付けに、吉文字屋市兵衛、両替又七などが借金証文に添状ないし奥書をして保証している場合のものがある。これらを除くと「借用申金子之事」と題した大名貸し関係の借銀証文は少なく、一件あたりの金額も多くない。那波文書のうちの借金証文はこれまでみてきたとおり諸点に要約できるが、それでも借金証文と米前金証文とを最初から同じものとみるわけにはいかない。たとえば貞享二年の因州松平の「銀子請取米切手相渡申覚」によると、「松平相模守殿江戸賄方入在之何共致難儀各へ頼入候得共、先年借銀約速相違ニ罷成候故借銀は相調不申、最前無抛頼入米之前銀も大方御肝煎候故、最早米前銀も御肝煎候儀難成段尤至極存候」と記されており、明らかに借金による入用金調達と「米之前銀」による資金調達がいずれも行き詰まっていることが述べられている。すなわち、ここでは資金調達の方法として、借金と米前金とが並列して、どちらによるかはそのときの金融市場、返済状況の様子によってとりうることを示しているといえよう。この点を承知した上で、なお那波家の場合は米前金証文による場合が多いことを指摘しておかねばならない。また貞享二年の松平主馬助の「請取申米之前銀之事」という受取手形のうちに「早損水損其外前後之借銀ニ不構、縦内外如何様之急用有之候共關右堅約之米急度相渡可申候、只今は借銀をも米之前銀相定様ニ候得共、此銀子は米之前銀ニ被相渡候所分明也」とあって、借金が米前金と同じように取り扱われてきてはいるが、この銀高は米前金であって優先されると述べている。ここでは借金は米前金の場合にくらべて差はあるにしても、実質において同一の面を強くもっていることを示しているといえよう。

### まとめ

これまで、寛文―元禄期にかけての、那波家の大名貸しの基本的な性格をさぐるために、米前金証文、枝手形、借金証文などの内容やその相互の連関を、主として証文の形式上の点などから検討してきた。大名貸しの基本的な性格な

どをさぐるには、なによりも鴻池家などに残存する帳簿類の数量的な整理や分析などが必要であることはいうまでもない。那波家にもそのような目録類が毎年作成されていたことはいうまでもないが、現在残っているのは寛保元年の江戸兩店（両替店、米店）の店勘定目録（紙数二一二）のうちの断簡二二丁にしかすぎない。そこで、まず残存する史料のうちでもっとも主要な寛文—元禄期の証書類を整理し、そのなから、どの種類の証文が那波家の大名貸しの基軸になっているかをみてきた。その結果、米前金証文と枝手形とが相互に関連しあつて基軸をなしていること、それらの延長上にいわゆる借金証文があるのでないかという一応の見とおしをたてることができた。つぎにこれらを含めて、とくに那波家の大名貸し経営の基本的特質は何か、という点にしぼつて検討してみると枝手形による京都町人相互の金融により大名貸し資金を確保していること、このことと密着して大名への金融形態は、年貢米引当てによる個々のケースでの短期間の資金回転であつて、そこには特定大名の蔵元、掛屋としての恒常的な貸借関係はみられないことであろう。こうした特徴こそ、市場構造、金融形態、領主財政の変質のなかで新たな対応ができずに没落をまねくことになるのであろうか。次章ではこの点を検討していきたい。

## 五 寛文—元禄期における大名貸しの問題点

寛文—元禄期における那波家の大名貸しの、主たる貸付方法である米前金証文の検討からは、米売買への積極的な関与はみられず、年貢米代金の回収に関心があることをみてきた。ここでは、この上に立つて、那波家の高利貸資本として発展する状況を、できるだけ年代的に理解できるようにみていきたい。

なお、大名貸しの動向をみる前に、那波家は町人などへの貸付けもしているので、これをどうみるかについて判断しておきたい。この大名貸しを除いた町人への貸付証書類をみると、借入れの理由として「米高直ニ罷成」るため、



生活費の補助を求めている那波家出入の者とか、家守給金を返納するからという借用証文、あるいは屋敷普請の資金などの、那波家との関係から発生する貸付けが目につく。そしてこのなかには、明らかに無利足とみられる証書類がある。またそのほか、寺社関係の借金、そして「久々之浪人故内証指支申ニ付」といった種類の貸付けもみられる。いずれも、積極的な貸付け対象たるものではない。おそらく、那波家としては、なんらかの特定関係から生まれた貸付けであろう。それは貸付けの対象（あるいは借入れの理由）に一定のグループ、理由を見出すことができないからである。もちろん、なかには「商売呉服物之品々売上ケ商物前銀」として貸付けている場合もあるし、田地四反歩を質入れて銀一貫五〇〇目を借入れているケースもあるが、いずれも継続しておらず、その場かぎりで終わっているようである。右のような貸付けであるからといって、すべて無利足とか低利であるというわけではなく、寛文一元禄期の数件の証文に明記してある月当り利率は、〇・八一・二パーセントであって、月一パーセント、年一二パーセントが平均であろう。

大名貸し以外での町人貸しのおおよそは右に述べた程度しかわからない。この程度の町人貸しでは、那波家の大名貸しに付随して発生したものとみるしかないであろう。こうした状況のもとで、那波家の大名貸しの動向、その元利金の回収率はどうであったろうか。この点を検討するのに万治三年正月「殿達借年々利足不相済寛」という帳簿を検討してみた。この帳簿の内容は、慶安・承応年間から万治三年までの間に発生した元・利金の返済滞り分をここに記帳し、以後寛文一二年までの間に、時々返済をうけた分をそれぞれ記入して減額している。これを検討すれば、元金の回収と利金の状況がつかめるであろう。この帳簿に記載されている一九口の大名貸しの元銀高は二三七貫七〇三匁であるが、寛文一年以前にすでに元利ともに皆済した分、あるいは返済の進行中のものの合計は銀九五貫七七匁余、これからきりすて分の四六貫一九匁余を差し引いて、寛文一年の時点で、「年々利足不参候分」として計算

されているのは銀九五貫七三四匁である。これは寛文四年に親常有の死にあい、全財産の分割をしなければならなくなった九郎左衛門（素順）と弟十右衛門（松齊）はこの「年々利足不参候分」の金額もそれぞれ三対二の割で負担することをきめたときのものだけに、そう不正確なものでないだろう。いまかりにこのように推定した上での財産分割当時の那波家の資産を「町人考見録」にしたがって七〇〇〇—九〇〇〇貫目とすると、この「年々利足不参候分」の額はきわめて少額ということになる。しかもこの銀九五貫余も多くが返済の進行中であって、完全に焦付いているといったものではなく、いざれ回収の可能性あるものとする、不良部分は切りすて高の銀四六貫余のみということになる。この帳簿の個々のケースをみると、戸川土佐守への貸付け銀四一貫三九〇目（四口分）は、いざれも一三ヵ年の長期ではあるが年賦返済をうけ、寛文九年ころ皆済となっている。このときの元利ともの返済銀高は六〇貫三五六匁余である。元銀の四五パーセント余の利足分がついたことになった。もちろん一〇ヵ年で元銀だけが皆済となった場合（松平隠岐守、松平越後守、黒田越前守）もあって、利足分はほとんど計上されていない例もある。これに対して京極丹後守への貸付け銀二二貫目はまったく返済されないうちに、「けし申候」と記されている。また松平伊賀守への貸付け銀三貫七〇〇目のうち、寛文六年までに二貫四六〇目を返済したが、以後は「堪忍相済シ」と債権を放棄している場合もある。その他の事例はとにかく返済が細々と継続されており、那波家の側で債権を保持しており、一〇年から二〇年の長年期となっても返済を期待するという状況がみられている。

万治—寛文期にかけての利足未済分の書上げを整理すると、そこには大名貸しの長年期の年賦返済になっているが、かなりの回収率をみていることができる。つぎに第7表で個々の枝手形、借金証文に記載されているいわゆる契約利率の年次的傾向をみておきたい。この契約利率はいうまでもなく予定されているものであって、実態を直ちに反映しているとはいえない。実際の利率は契約利率を下回るとみるのが通説であろうが、いまここでは前

寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第7表 貸付契約利率（平均）

年 代	利 足 高	利 率 (月)	年 代	利 足 高	利 率 (月)
正 保	10 <sup>貫目</sup> 月120目	1.2%	天 和	月1歩1	1.1%
"	10 月120目	1.2"	"	年5歩	0.4
			"	1貫年130目	1.1
明暦(7ヵ月)	1 月10目	1.0—2.6"			
(以後5ヵ年)	1 年310目		貞 享	10貫120目	1.2
			"	月1歩	1.0
寛文 <sup>貫目</sup> 10まで	1 月10目	1.0—1.2"	"	月9	0.9
20	1 月12目				
"	月1歩	1.0"	元 禄	月9	0.9
"	月1歩半	1.5"	"	月1歩	1.0
"	1 月15匁	1.5"	"	月1歩2	1.2
"	1 月8匁	0.8"	"	月0.75	0.8
"	10 月110匁	1.1"	"	月1歩1	1.1
"	100両 1.2	1.25"	"	月1	1.0
"	100両 1.2	1.25"	"	年7	0.6
			"	10貫100目	1.0
延 宝	月11匁	1.1"	"	年8	0.8
"	年1割	0.8"	"	年1割	0.8
"	年5歩	0.4"	"	月1歩	1.0
"	年1割	0.8"	"	年7歩	0.6
"	年1割	0.8"	"	1貫100	1.0
"	18貫 150目	0.8"	"	1割2分	1.0
"	3ヵ年月1歩	1.0"	"	100両1.3	1.5
"	月1歩1	1.1"			
"	月1歩2	1.2"	宝 永	月1.1	1.1
"	月9	0.9"	"	1	1.0
"	月8	0.8"	"	1.1	1.1
"	月8	0.8"	"	1.1	1.1
"	月9.5	1.0"			
"	月1歩	1.0"			
"	10貫 130目	1.3"			

述した「殿達借年々利足不相済寛」の検討との関連で、寛文期以後どう進展するかという観点からみることにしたい。この表にのっている利子率の数も少ないから大まかになるが、正保・明暦期、そして寛文期の契約利子率はかなり高く、寛文期の八例の平均は一・二パーセント弱である。ところが、延宝年間の一五例の平均は〇・九七パーセント余となっている。天和期もほぼ同じ、貞享期は約一パーセント、元禄期の一五例の平均は〇・九七パーセントであって、延宝期以降の契約利子率はほぼ同じ傾向を示している。この傾向は鴻池の寛文・延宝期の算用帳から貸出利率を計算した安岡重明氏の、寛文から延宝にかけての平均貸付利率は一・三から一・〇六パーセントへ通減の傾向を示している<sup>(補註)</sup>と指摘されていることと一致している。この那波家の延宝期以降における貸出利率の漸減の直接的な理由は、とくに〇・四—〇・六パーセントでいどの低利率の貸付けがみられてくることによっている。これらの証書類をみると、いずれも長年期の年賦返済分の貸付利率が低率になっていることがわかる。このことは、すでに寛文期以前と異なつて、長年期の利子率がかなり低い線で押えられてきていることを意味していよう。そしてこの契約利子率の表に入っていない長年期の契約利子率が、短年期から長年期の証文書替えにさいして利子率も低率に切り換えられてきていることを十分に推定できる。大名貸しにとってはこうした低利率でもよいから、とにかく元本の返済を確実にするためにとられた方策でもあろう。契約利子率の寛文期以前とくらべての寛文—元禄期にかけての利子率の漸減をみてきたが、この点を個々の事例で検討していつてみよう。

寛文九年一月に、福井四五万石の城主松平越前守は月一分の利子、五ヵ年切り返済の約束で銀六六貫七〇〇目を那波家から借受けている。この返済状況を見ると、寛文九年から同一二年までの四ヵ年で元銀のうち銀五二貫七〇〇目を返済している。最後の延宝元年は利金だけは入って元金は精算されず、のちに延宝九年と天和二年にそれぞれ銀七貫目ずつを返済して元金はともかく返済されることになった。この利子の支払い分の合計は寛文一二年までに銀二六

貫一四六匁二分となつている（延宝元年から天和二年までの利子の支払いはない）。元銀高に対しては三九パーセントになる額である。このケースは、とにかく元銀高の返済は行なわれ、利子も支払われているが、その実態は完済まで四年も延びており、したがって実質的に利率もかなり低下していることになる。この点とともに問題になるのは、元銀高の返済が延期となつた寛文一二年の七月に、松平越前守はさらに銀一三貫三〇〇目を借銀している。ところがこの借銀の元利金の返済はまったく行なわれていない。すなわち返済が順調になされているとき、新たに借りうけ、以後、その新借り分を含めて焦付くことになつたのである。こうしたケースでの借銀焦付きは「町人考見録」にもしばしばみられる。延宝期以降の貸付け契約利率の低下とともに、こうした借銀返済の打切りがかなりみられてくることに問題があろう。

延宝年間、越後高田二五万石の城主松平越後中将への貸付けの場合をみるとつぎのとおりである。貸付けは三回に分けられ、延宝四年一月の銀二〇貫（年一割、五ヵ年切り）、同六年一月の銀二〇貫（月九厘、五ヵ年切り）、同七年の銀一〇貫目（月九厘、三ヵ年切り）である。これらの借銀は延宝七年の元利支払いまでは契約どおり行なわれているが、三番目の借銀が行なわれた延宝八年は一〇月に三口の借銀の利銀だけが那波家へ渡り、元銀の返済は行なわれず、以後も元利の返済はまったくみられない。この三件の借銀一〇〇貫目に対して、元銀の返済は二四貫目、利銀は一七貫八〇六匁に達しただけで打ち切りとなつていたのである。こうした返済の打切りがしだいに増えてくることは、「大名かしの問屋」である両替善五郎に象徴される京都の高利貸資本にとって大きな打撃を与えることになつた。すなわち資金調達が枝手形の発行などによる京都町人相互の金融によつてゐるため、返済打切りの影響は単に領主との間に直接的関係にあつた町人だけに止まらず、枝手形をうけて資金を供給した町人に対しても波及し、全体的な資金供給力を弱めていくという結果が生じてくるのである。さらに実際の年貢米販売にほとんど関係しない立場にあるとはい

え、この寛文・延宝期以降での、年貢米の大坂への集中、それにともなつて流通・金融機構の整備がさらに促進されることなど、京都の流通・金融機構への影響をみることもできよう。

(1) 安岡重明「前期資本の蓄積過程」(『同志社商学』一一二ノ二)。

(補注) 寛文―元禄期にかけての那波家の大名貸しの貸付け利率をみるさい、鴻池家との慎重な比較が必要であろう。那波家についてみると、これまでみてきたように、延宝期以降での長年期の年賦返済の低利率をみてきた。この点はいわば大名財政との関連をみなければならぬが、この時期の鴻池研究のなかには、寛文期における鴻池家が、商取引から手をひき、大名貸しに専業する營業方針が打出されていく理由との関連で、商人、農民に対する貸付けより、大名貸しの方が有利であつて、すくなくとも一八世紀中葉においては大名貸しからは一件も損金が出ていない、としている(安岡重明「日本における財閥の原型」、同志社大学『社会科学』一一三、四号)。一八世紀中葉における大名貸しが安全な投資対象であつたかどうか、問題は今後に残されているが、鴻池家の研究のなかには、明らかに算用帳、諸払のうちには、貸付け・為替に關する損銀の計上がみられているし、また「別帳」という帳簿の性格についても、古債を整理するにあたつて、回収困難な貸付けを正式の算用からはずし、その運用を行なつたものとみている(安岡重明「前期的資本の蓄積過程」・四)、『同志社商学』一一三、四号)、などの点から、納得しえない。単に大名貸しから損銀が出ているかどうかといふことだけでなく、大名財政の段階、金融市場の性格などという体制的な状況との関連を追求し、そのなかで寛文―元禄期における商取引を含む経営から、大名貸しの專業化という展開のコースの性格が把握されねばならないのではなからうか。前述したとおり、那波家の寛文―元禄期における貸付け利率の低下、債権焦付きの点をみてきた観点から、鴻池研究に対する問題点を指摘しておきたい。

このように大名貸し経営の問題は、内部的な構造自体にあるとともに、延宝期以降での外的条件、すなわち領主財政や市場構造の問題から検討する必要があるといえよう。そもそものはじまりは、大名自身が領国を經營していく上にとつてどうしても中央都市經濟へ依存すること、中央都市へ生産物地代部分を販売して全國貨幣を取得し、それで領國經營と江戸、大坂での經營を維持することにある。ところが支出面の増大に比して地代部分の収奪が伴わず、領

主財政は幕藩制の初期の段階よりたえず赤字の状態がおこり、その部分は中央都市町人からの借財によって賄い、かろうじて領主財政を維持していつているのである。この幕藩制の経済構造の矛盾の一つの現われである「蔵米と借銀」について、佐々木潤之介氏は、それが発生する事情を、<sup>(1)</sup>蔵米の販売時期の限定されていること、<sup>(2)</sup>年貢米量の変動がしばしばみられること、<sup>(3)</sup>この地代部分の収奪の不安定さにもかかわらず經常的収入の必要があること、<sup>(4)</sup>幕府からの臨時課役に応じなければならないこと、<sup>(5)</sup>大名の必要經常費の増大がみられること、という諸点をあげ、このような状況のもとで、大名は商人から日常的に借銀せざるをえないのであるとしている。このように幕藩制の成立当初から、その構造自体のもつ矛盾から幕府（中央都市）と大名の間に借銀関係が必然的におこらざるをえないのだということを理解しなければならぬ。その間の事情を具体的に延宝期から元禄年間にかけての秋田佐竹氏の場合<sup>(2)</sup>についてみてみよう。

佐竹氏は、寛永末年以降の鉾山収入の激減と蔵入分の伸び悩みによる財政収入の減少傾向に対して、支出は漸増の傾向にあり、とくに幕府関係の臨時出費（普請等）が、当初からの江戸入費分の赤字を増大させていった。これは延宝三年の全借財銀一九二八貫余（うち「京郡長借分」、「京都納崩分」合計銀九五三貫余を含む）に達していた。この解決のため、年貢増徴、知行役銀の徴収、河口出役銀の増徴、上方から移入商品に対する割付け銀（入荷役）の徴収、領内から借銀などによって領外の借銀を返済しようと企図されたが、依然とした支出面の増加によって、財政はいっそうに好転しなかった。延宝八年の全借財高は銀五〇〇〇貫に近い。この返済のために「京都之分」銀一〇〇〇貫目によって五ヶ年間で返済することにした。ところがこの間に將軍代替り、藩邸・別邸の焼失にあい臨時の出費によって財政はいっそう窮乏するにいたった。これから天和・貞享期にかけてとられた財政糊塗策は、京都町人からの廻米

(受米) 引当ての前銀(敷銀)によってであった。この受米に関与した京都町人は宇野了元、雑賀屋長兵衛であつて、『秋田県史』は延宝八年から天和三年までの受米の契約当初において銀三〇〇〇貫目ちかくの敷銀を受取つていたとみている。国元、江戸での支出高がつねに収入高をこえている仕組みにおいて、領主側はたえざる儉約令のみならず、たえず年貢(蔵入分)増徴、知行借上げ、知行役銀の徴収、あるいは流通過程での役銀の増徴などによって財政の建直しをはかるが、いずれも十分でない。一時的であつたかもしれないが、結局は銀数千貫目の借財に依拠しなければ財政危機をのりきれないという状況を理解しなければなるまい。つぎに示すのはいま述べた借銀関係のうちの一史料(那波文書)である。

「佐竹右京大夫様

高式百貫目  
請米西夕四年納

宇野了元老枝一

各申合今度秋田佐竹右京大夫様江御受米為敷銀千貫目指上ケ申内へ其方銀式百貫目御加也、右之趣は秋田城米屯方石宛米酉年ノ子ノ年迄中年四ケ年之間於秋田受取申定、右屯方石之内六千石宛上納米残而四千石宛運賃欠米ニ受取申定、右之敷銀千貫目ニ付老ケ年ニ式百七拾貫目宛四ケ年之間請取申定也、右大坂廻り海上之儀其外諸事之定右京大夫様御異判ニ候、家老梅津半右衛門殿并田中三左衛門殿表判之御証文彦通其方へ為見申此方ニ預り置申候、敷銀運賃欠米請取申砌は互ニ立合銀高ニ割付分取可申候、為後日仍枝手形如件

延宝八年申霜月晦日

宇野了元

(黒印)

那波素願老

この枝手形の内容についてはあまり説明する必要もないだろう。これと同じ枝手形の内容を整理して第8表にした。この表をみて注意されるのは、右の敷銀、運賃欠米の受取り状況についてである。それはこの枝手形の発行の最後のものは貞享元年一月月であるが、この枝手形の発行と同時にこれまでの枝手形の当年分の「敷銀之戻り銀」、「御請米之運賃米欠米」を受取つて以後どの枝手形も入銀をみていないことである。すなわち、延宝末年から天和期を経て貞享元年に至る間の京都町人(大名貸し)から佐竹へ廻米引当ての敷銀の返済はストップし、お断わりをうけたのであ



寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第8表 秋田藩貸付け明細表

	秋田借銀額	うち那波分	出資比率	引当米高	うち運賃欠米分	貸付年限	1ヵ年宛返済	返済予定総額
	貫	貫	%	石	石	ヵ年	貫	貫
延宝7年11月	300	66	22	3,000	1,020	5	82 500	412 500
8年11月	1000	200	20	10,000	4,000	4	270	1080
"	700	154	22	7,000	2,380	5	192 500	962 500
天和2年11月	300	51 500	17	3,000	1,410	4	81	324
"	50	8 600	17	500	200	4	13 500	54
3年12月	345	85 700	25	3,450	1,656	4	93 150	372 600
貞享1年12月	560	97 981	19	5,600	2,688	4	151 200	604 800
"	560	97 981	19	5,600	2,688	4	151 200	604 800

同上貸付け返済状況

	延宝8年	天和1年	天和2年	天和3年	貞享1年	貞享2年
延宝7年（那波66貫）銀	貫 18 150	貫 18 150		貫 18 150	貫 18 150	
米	石斗 224 4	石斗 224 4		石斗 224 4	石斗 224 4	
延宝8年（那波200貫）		貫 54		貫 13	貫 54	
		石 800			石 800	
延宝8年（那波154貫）		貫 42 350		貫 42 350	貫 42 350	
		石斗 523 6		石斗 523 6	石斗 523 6	
天和2年（那波51貫500）				貫 13 905	貫 13 905	
				石斗 242 5	石斗 242 5	
天和2年（那波51貫500）				貫 1 118	貫 2 322	
					石斗 34 4	
天和3年						
貞享1年						
"						

る。この未済銀高はこの表にみえるだけでも銀四二四貫余になり、その後享保一〇年の「諸方申立之覚」では銀九三〇貫目に近い巨額になっている。いまこのお断わりをうけた直接の事情について知ることはできない。佐竹は右の巨額な借銀の返済を中止することによって財政困難の状況を緩和し、その後、別の資金力のある大名貸しと新たに関係を結び、そこからの融資に期待することになる。『秋田県史』は「元禄三年には、またもや『近年内証御不如意之上相続大分之御物入共有之、然に当年夥敷御金不足』と家中へその財政難を傳達し、その協力を要請しなければならなかった。当時の借金一六〇、〇〇〇両余、江戸入用四〇、〇〇〇両余であり、三年から四年までの不足金も二五、〇〇〇両余と見積られている。このため大坂町人高岡重政、同吉右衛門、江戸町人三谷勘四郎、福田善兵衛を御用町人とし知行を与えて、金策に当らせる」（同書五四六ページ）ことになったと記している。元禄初年の金策には、すでに京都町人の那波の名はいうまでもなく、宇野了元、雑賀屋長兵衛の名すら出てこない。それに代って抬頭してきたのが大坂の金主であった。しかも単に貨幣貸付けでなく、大坂での年貢米販売とかかわっていることは軽視できない。佐竹は、元禄七年から強力な財政政策を実施し、ついに財政事情を好転させることができたのである。それは商品貨幣経済の発展に伴う諸役・運上の増加、増徴や銅山直営による収入増加がその一つである。それと密接にからんで、資金供給を京都から、年貢米販売と直結する大坂へ切りかえたことが注目される。

元禄期における佐竹の財政好転の基本的な条件は、諸役銀等の財政収入の増大と年貢米販売と直結する融資先の安定化にあった。これとともに、つぎのような相州小田原の城主大久保加賀守の元禄初年における財政改革の事情——なかんずく、借銀返済と貨幣改鑄の關係にも注目しておかねばならない。<sup>3)</sup>小田原大久保氏の所領は全部で一〇万三一二九石余で、その内訳は、播州印南・加西、多可三郡のうちで一万九二四六石余、相・駿・豆三ヶ国のうちで六万七二一一石余、野州芳賀郡で一万六六七一石余である。この三ヶ所の所領の財政的關係はつぎのとおりである。(1)播州

所領の年貢米収納分は、大坂で換金化し、大坂蔵屋敷の経費、借銀返済分を差引いた残額を小田原へ廻す。(2)相・駿・豆三ヵ国からの年貢米収納分はそれを上廻る家中への扶持米に費消され、また小物成、大坂からの現金部分は借金返済、江戸屋敷への送金などに支出されている。(3)野州の年貢米は江戸屋敷の扶持米支給と残りは売米されて貨幣となり、小田原からの現金と合して江戸藩邸の支出を賄う。この財政の仕組みのもとで、貞享・元禄初期に大量の借銀(約二四万両余)が大坂、領内(小田原)、江戸で累積している。大坂は銀一八二三貫、江戸は金五万四六七四両、ほかに「酉ノ本」借金が一四万五七二九両、小田原は一万一二七二両である。小田原での借金の主な特徴は、家中からの借金七六二六両である。江戸での借金は明記されない分が多く、「酉ノ本」は京、大坂から四万一三四五両余、小田原から一万六七〇両余、江戸から九万三七一三両余で、この性格はよくわからないが、酉年(何時か不明)での臨時出費のための借銀であろう。つぎに大坂での借銀一八二三貫の内訳をみておこう。

一 銀四拾貫八百八拾目

未ノ年京大坂御借銀三百四拾貫目、酉ノ年利足済方月巻分巻、但本銀は年々御借替、此内百貫目は井川善五郎、辻次郎右衛門知本居リ

一 銀四拾貫七百四拾九匁三分三厘

午ノ年京、大坂、播州、御借銀済、残り五百八拾貳貫百三拾三匁四分、未ノ七分利に御断、酉暮利足済方

一 銀拾九貫九百六拾五匁三分四厘

京、大阪、播州にて、子より巳ノ年迄御借銀済、残六百六拾五貫五百拾匁六分三厘、未より三分利に御断、酉暮利足済方、但御家中分にして御借用共

一 銀貳貫六百四拾目

寅ノ年辻次郎右衛門前御借銀之内、二十貫目弟坊主学文科之由、御断之時分も段々願申候に付定之、利足月巻分巻被下候間、酉暮利足

一 銀壹貫七百五十拾目

炭屋次郎左衛門寅年御借銀濟、残り五貫貳百五十拾目、未ノ三分利御断之処段々願申候ニ付申より無利三年済に成候、申暮三分零濟、残三貫五百目之内、酉暮濟方分

一 銀貳貫七百四拾五匁六分内

二百四拾五匁六分

本利

淀屋善右衛門前より巳ノ夏元銀十二貫目、利足月壹分二にて、巳より五年納崩に、御家中御借分ニメ相調候、巳午兩年定之通相濟、残本七貫二百目、未より三步利に御断之処段々断有候に付、定

之通御濟被下候、未申濟方は、酉ノ春相濟、残り貳貫四百目之元利、酉ノ暮皆濟

一 銀六百貳拾四匁七分四厘

京大坂古御借銀、申より十五年賦に卯年御断置被成候、本銀貳百貳拾貫八百貳拾貳匁七分五厘、又申より御断にて、三分利程、申より年々本済に成申候、申ノ暮濟、残り本貳百拾四貫百九拾八匁分四厘之内、酉暮本済分

各項目の頭記の銀高は借銀元高に対する支払利足分を示している。これらの借銀には京都の井川（兩替）善五郎、

辻次郎右衛門、大坂の淀屋善右衛門らの名がみえている。また元禄四年に「御断」りが出て利率が低下していることなどが文中から読みとれよう。この借銀に兩替善五郎の名が出ているが、那波家も兩替善五郎の枝手形を受けて出資している。貞享元年六月に銀二五貫目を「大久保加賀守様御取替銀」として貸付け、「但利足ハ月壹分当暮ノ利足計申渡シ、元銀ハ来年丑ノ暮ノ辰ノ暮迄四年元利御替濟之定」とあるから、元禄元年で元利ともに皆済のはずである。

ところが、元禄三年までに元利の返済高は一貫余で残り元銀は一四貫目である。また利銀は五年、六年の両年に四二一匁余ずつ渡されたにすぎず、以後はまったくない。また元禄三年四月に兩替善五郎とおして銀四貫目を「大久保加賀守様江御米前銀ニ御取替」えている。この契約利率は月一分一である。この返済も同年暮に元銀八〇〇目と利銀二二四匁ずつが渡され、五年、六年には元銀の戻りはなく、ただ「年七ノ利足ニ相定申」と付記されて、それぞれ銀二二四匁ずつが渡され、以後は元利ともに支給されている様子はない。那波家自体では銀高は少ないから問題はないだろうが、大久保氏や大口の債権者の兩替、辻、淀屋にとって、根本的な対策の樹立が必要となり、そこで「元禄

四末ノ年、江戸、小田原相談之上相伺究し候、未より卯年迄九年之間、御台所土台帳之内に有之候、丑寅兩年八千五百兩づゝ出金差止、御取統可有之哉と、当酉ノ春又々相談にて、右出金なしに相究」め、この方針によって、借銀の返済が行なわれていったのである。この借銀返済の年代に特色がみられる。たとえば返済の最初の年は「酉ノ本」と小田原にやや多くみられるが、各地への返済はほぼ一定の比率の利銀が計上されている。ところが八年以後はそれまでの返済の額と異なってきた。大坂では八年の払方が銀一四貫八五匁余であったが、翌九年は元銀分の返済も含めて銀二三貫五三二匁余と倍近い返済が行なわれている。江戸も八年が二二八一兩から翌年は一万兩近く支出し、借金の半分ないし三分の二を一挙に返済して、皆済としているものもある。この時期にもっとも返済の多くなったのは「酉ノ本」借金で、八年が一八七三兩であるが、翌年は一万九〇八八兩を支出し、主として京、大坂と江戸の借金を返済している。総計で見ると六一八年の三ヵ年で二万四九三八兩の返済が行なわれているが、九一二年の四ヵ年は実に七万一七八兩の返済が進んでいる。この変化はいうまでもなく、元禄八年からの貨幣改鑄の結果により返済が容易となったためであろう。

これまで、京都の大名貸し町人（那波家）と秋田・佐竹家、小田原・大久保家との貸借関係の動向をみてきた。延宝一元禄期にかけて那波、宇野、両替（井川）らの京都町人たちはいずれも返済の打切りをうけ、一様に大きな打撃をうけたことになろう。これはさきにみた延宝期以降での契約利率の低下傾向、とくに長年期返済への切換えにさいしての利率低下の傾向をこの返済打切りの状況と関連させてあわせて理解することができよう。このように京都の大名貸し町人たちにとって貸付け条件の悪化がみられた時点で、元禄八年の貨幣改鑄が行なわれたことは注目すべきである。この貨幣改鑄によって、領主財政は一時的ではあれ、京都、大坂の大名貸し町人の借銀を多く返済することができ、財政を健全化することができたのである。またこの貨幣改鑄によって、大名貸しなどの高利貸し町人はどういふ影響

をうけたのか、那波家などにはその間の事情を明らかにすることはできない。ただ大坂、鴻池家のこの時期の利子収入は明らかに増加しているという指摘があるところから、この貨幣改鑄は領主のみならず高利貸し商人にとっても有利な条件となったことを意味してしよう。しかし、この貨幣改鑄が高利貸し資本一般に有利に展開したとはすくいえない。それを受取る町人の側の変化、すなわち前述した領主米市場の大坂への集中などによる京都の大名貸し町人の立場の弱화가あつた場合、ただちに有利になるとはいえないだろう。

(1) 佐々木潤之介『大名と百姓』、北島正元編『政治史Ⅱ』のうち佐々木潤之介執筆の第三章。

(2) 以下、『秋田県史』第三卷近世上による。

(3) 以下、「小田原領明細調四」(『二宮尊徳全集』第一二卷所収)。

## 六 正徳・享保期における大名貸しの問題点

元禄初年における領主財政好転の事情を秋田・佐竹氏に、また同時期における借銀返済の事情を小田原・大久保氏についてみてきた。この事例で注目すべきは元禄八年の貨幣改鑄を大きなテコにして、幕藩制にとつての構造上の矛盾たる借銀政策を、一時的ではあつても解消する方向へ指向しえたことであろう。これは大名貸し町人にとつて、債権回収の意味で有利な条件が生まれたことなるが、同時に実質的な貨幣価値の低下、財政整理にともなう旧債切りすての動きもありえたのである。さらにまた重要なことはその過程で秋田・佐竹家の場合のように大坂などの新たな大名貸し町人の抬頭、進出をまねいたのであつた。那波家にとつては、元禄期ころからすでに前述した秋田・佐竹への巨額な焦付きなどがおこり、大名貸し資金の回転にかなり支障をおこしたであろうが、まだ表面的に継続しえたのである。しかし、宝永・正徳期にいたつて、米前金証文、枝手形などによる新たな貸付けはほとんどみられなくなり、経営の下降傾向は必至ともいえる状況となつていた。結果的には最後の動きで、決定的な打撃をうけることとなつた

正徳五年からの奥州盛岡・南部家への大名貸しは、このような状況のもとでおこったのである。この大名貸しの結果は、享保一〇年で金五万七〇〇両の「仕送り金滞残高」となったのであるが、これだけの金高となった直接的な原因は、後述するとおり引当てになっている南部からの年貢米が当初の見込みどおり入らなかつたからである。それとともに、享保初年から急速に南部家への貸付け金が焦付きはじめる時期に、ちょうど正徳金銀への切りかえによる金融硬塞がおこり、経済界に大きな影響を与えはじめ、那波家の資金調達もしだいに困難になってきた。すなわち「世上一統金銀詰故、聊成急御当用金も漸相調」とか、また「京大坂も世上一統差間候ニ付調候術も一切無之」（享保六年一月）という悪条件がおこつたのである。そこへきて「南部殿よりは米にて年々相渡り申約諾いたし置候といえども、此れもまいらず、最初年よりの借り方年賦渡し銀差支」（町人考見録）えたために、資金ぐりに困難を來たすこととなつたのである。この間の事情は、さきにみた元禄八年の改鑄とまったく反対の性格のものである。結果的には、那波家にとって決定的ともいえる打撃を与え、ついに大名貸しの運用に支障をきたし手をひくことになるのである。元禄—享保期における那波家の動向にうかがえるように、京都町人の大名貸しは、数度の貨幣改鑄に強く影響されていたということが出来る。このことは前にみたとおり那波家の大名貸しにさいしての貸付けの証文が、米前金証文、枝手形の形式をとっていること、すなわち京都町人相互からの資金調達、現米売買の過程で利益をうるのではなく米代金を担保にしての前金融通であること、すなわち商業資本的性格の弱い、まったくの金融業者であることの故に、貨幣改鑄の影響をとくに強く受けざるをえなかつたといえよう。京都町人の大名貸しの特質から、貨幣改鑄の影響も大きい、なおその特質からくるもっとも大きな問題として、米の市場構造の変化、すなわち、その大坂への集中にともなう大坂町人の年貢米販売への関与、大名貸し金融の独占的地位の確立、京都町人の排除、没落がみられることであろう。那波家の場合は前にかんたんに述べたように大坂、江戸に出店を設け、とくに江戸に重点を置いて、こうした

事態の変化に対応していかざるをえなかった。それにもかかわらず那波家は失敗したのである。

ここで京都を中心とする米の流通をみると、主たる流通経路は、北陸・奥羽諸藩から敦賀、小浜を経て大津へ運ばれ、そこから京都、奈良、大坂などの大都市へ販売されていったのである。この過程で重要な役割りを果たすのは敦賀、小浜と大津の市場、商人である。第3表の米前金証文の表をみても、大津の蔵屋敷、蔵元で貸借関係を精算するケースが目につくのも、まさに京都の大名貸し町人と大津の米市場、商人たちの密接な関係を示しているよう。承応・寛文期には年間約一〇〇万俵近い領主米が敦賀、小浜に入津していることが明らかにされている。ところが延宝—元禄期に敦賀入津米などは急速に減少し、やがて六〇万俵から一五万俵へと急減する。そして元禄末年から宝永期にかけてその減少もストップし、以後文化年間まで米の入津量に変化はなくなる。このような寛文から元禄期にかけての米入津量の急激な減少の理由は、寛文一二年の西廻り航路の開発にともなうて、直接に大坂へ運ばれることが可能となったためである。大坂が奥羽・北陸諸藩と年貢米販売、金融面に直接関与しうる体制ができ上がって行くことによって、敦賀、小浜、大津の市場、商人たちは直接の打撃をうけ、地方市場的性格は残しながら、かつての繁栄を失ってしまったのである。この変化はまた那波家をはじめとする京都の大名貸しにとっても影響を与えたことは推測するに難くない。那波家などは直接に米売りにタッチしていないからまだその影響は少なかつたとはいえ、前に述べるように、大坂へ米が集中することによって、これら諸藩と大坂町人の蔵元、掛屋の販売・金融面が次第に独占されていったこととの面の評価を落すわけにはいかない。元禄一〇年の時点での大坂への領主米の入津状況を第9表に示しておいた。<sup>(3)</sup>またこの時期の蔵屋敷の数も増加しており、後の「天下の台所」としての性格をはっきりと出してきている。こうした状態に対応して、那波家も大坂に出店を設けた。前述した壺屋善兵衛名義の店がそれである。この壺屋は享保六年に「今般新店相構名代壺屋善兵衛名目引移直ニ店預ケ置支配役申付」けられたのである。もっともこの大坂出店の設



寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第9表 元禄期，大坂への諸家爲登穀数

諸 家	石高	品 質	爲登米高	そ の 他
松平右京太夫（西条）	千石 30	（中 米）	2,000— 3,000	
松平讃岐守（高松）	120	（上々米）	30,000	生餅小豆
松平出羽守（松江）	186	（中 米）	35,000—40,000	
松平淡路守（徳島）	257	（中之上米）	8,000—15,000	
加賀宰相（金沢）	1,022	（上 米）	20,000	
松平大蔵大輔（富山）	100	（上 米）	10,000	
松平薩摩守（鹿児島）	729	（下 米）	50,000—70,000	琉球米5,000石赤米大分
島津左京（佐渡原）	37	（下 米）	6,000	赤米大分，大豆少シ有
伊達遠江守（宇和島）	70	（米）	10,000—30,000	赤米，大豆，小豆，胡麻 4,000—5,000石
伊達金之助（吉田）	30	（中 米）	5,000— 6,000	生餅，大豆
細川越中守（熊本）	540	（上 米）	40,000—60,000	右之内大豆7,000—8,000石
松平肥前守（福岡）	530	（上中下米）	50,000—70,000	赤米，餅，麦 大豆10,000石
黒田甲斐守（秋月）	50	（米）	5,000— 6,000	大豆，小豆，餅米
松平安芸守（広島）	370	（中 米）	25,000—50,000	
浅野土佐守（三好）	50	（中上米）	2,000— 3,000	大豆少上，紙少上ル
松平大膳太夫（萩）	369	（中上米）	60,000—70,000	
毛利甲斐守（長府）	50	（中 米）	10,000—13,000	餅米有
毛利飛騨守（徳山）	50	（中上米）	7,000— 8,000	外＝紙
毛利内膳（清洲）	20	（中下米）	2,000— 3,000	下米大豆4,000—5,000石
吉川内蔵之介（岩国）	60	米穀不登		紙
松平信濃守（佐賀）	357	（上中下米）	40,000	赤米10,000石
鍋嶋紀伊守（小城）	74	（下 米）	6,000	
鍋島摂津守（蓮池）	52	（下 米）	4,000— 5,000	
松平伯耆守（鳥取）	320	（中，下米）	30,000	
松平伊予守（岡山）	315	（上 米）	50,000	赤米10,000石
亀井隠岐守（津和野）	43	（下 米）	5,000— 6,000	紙10,000
松平土佐守（高知山）	220	米穀不登		材木大分上ル
有馬中務大輔（久留米）	210	（中，下米）	15,000	大豆5,000石
佐竹右京大夫（秋田）	205	（下 米）	40,000—50,000	
森美作守（津山）	186	（中 米）	40,000—50,000	
松平隠岐守（松山）	150	（中 米）	30,000—40,000	
松平駿河守（今治）	40	（中下米）	8,000— 9,000	
榑原式部大輔（村上）	150	（中下米）	10,000—20,000	
小笠原遠江守（小倉）	150	（中，上米）	30,000—40,000	赤米大豆アリ
小笠原修理太夫（中津）	80	（中 米）	34,000—35,000	内大豆小豆赤米有
水野美作守（福山）	100	（上々米，大豆）	10,000	

諸 家	石高	品 質	為 登 石 数	そ の 他
立花飛騨守 (柳川)	109	千石 (下 米)	10,000	中米, 大豆, 赤米10,000石
安藤対馬守 (松山)	65	(上 米)	10,000	
稲葉能登守 (白杵)	50	(中 米)	5,000—6,000	大豆小豆有
大久保加賀守(小田原)	113	(下 米)	10,000	生餅5,000石
松平主殿頭 (島原)	70	(島原米大豆)	10,000	豊後米12,000石
土井周防守 (唐津)	70	(中, 下米)	10,000—20,000	
松平周防守 (浜田)	50	(下 米)	5,000—6,000	紙銀大分上ル
松平志摩守 (城築)	33	(米)	12,000—13,000	内大豆小豆, 赤米, 餅米, 黒豆有
松平対馬守(豊後府内)	22	(中, 上米, 大豆)	5,000—6,000	
石川主殿頭 (淀)	60	(地米上々)	2,000—3,000	
石川主水正(勢州神戸)	20	(地米上々)	5,000—7,000	
中川因幡守 (竹田)	74	(米)	10,000	大豆10,000石
松浦老岐守 (平戸)	63	(米高, 大豆, 小豆, 小麦等)	18,000—20,000	
脇坂淡路守 (滝野)	53	(中, 上米)	10,000	
溝口信濃守 (新発田)	50	(中下米)	15,000—16,000	
牧野因幡守 (田辺)	35	(米)	12,000—13,000	
秋月長門守 (日向)	30	(中下米)	5,000	赤米大分
木村因幡守 (木村)	27	(下 米)	2,000—3,000	
相良遠江守	22	米穀不登		麻布, 麻皮上
五嶋万吉 (五嶋)	12	米穀不上		塩魚, 鹿皮上ル
久留嶋信濃守	12	米少シ上ル		赤米大豆, 小豆2,000—3,000石上ル
建部内匠頭(播州林田)	10	(上 米)	3,000—4,000	
鍋嶋備前守 (肥前)		(米)	4,000—5,000	
京極縫殿 (丸亀)	63	(上 米)	5,000—6,000	米3,000—4,000石又上小麦大分上ル
加藤遠江守 (大洲)	50	(摂州地尻)	3,000—4,000	
加藤右京 (伊予新谷)	10	米)	1,000	
加藤佐渡守 (壬生)	25	中米大豆上ル		
伊東出雲守(日向鉄肥)	51	(中 米)	8,000—10,000	内上々赤米大豆, 小豆, 大麦小麦も有
伊藤民部 (備中川池)	10	(中 米)	3,000—4,000	
仙 石 (出石)	50	(中 米)	3,000	大豆小豆有
木下肥後守(備中芦宿)	25	(米)	5,000—6,000	
木下右衛門佐(豊後日田)	30	(上 米)	7,000—8,000	大豆, 小豆, 小麦
一柳土佐守(播州小野)	10	上米上餅米上ル		
一柳兵部少輔 (伊予小松)	10	(中米大豆)	2,000	
(合計)			929,000 —1,150,000	

置は、享保六年がはじめてではないであろう。すなわち、元禄一〇年の『国花万葉記』撰津の部にみえる蔵元、掛屋の名前のなかには、つぎのような京都町人の名を見出すことができる。

蔵 本

松平若狭守直明 播州明石 七万石

京 但手代有 秋田屋道明

伊達遠江守家昭 伊予宇和島 七万石

京 丁子屋市兵衛

伊達金之助 伊予吉田

(京) 丁子屋市兵衛(兼銀掛屋)

松平肥前守綱政 筑前福岡 五三万石

京 大文字屋三右衛門

京 大文字屋五兵衛

黒田甲斐守長重 筑前秋月 五万石

京 三木権兵衛

同出見世(兼銀掛屋)

松平大膳太夫吉広 長門萩 三六万九千石

京 三木権太夫

三浦宍岐守 日向県 二万三千石

京 なばや九郎左衛門手代

榊原式部大輔政倫 越後村上 一五万石

京 油小路 ひのや甚太郎 同又右衛門

津軽越中守信政 奥州津軽弘前

京 丁子屋市兵衛

掛 屋

加賀宰相綱紀 加州金次 一〇二万石

京 吉文字屋 井川善六

伊達遠江守家昭（以下前出）

（京）丁子屋市兵衛

松平安芸守綱長 安芸広嶋 三七万石

京 辻次郎右衛門

松平大膳太夫（以下前出）

京 大黒屋善四郎

脇坂淡路守安照 播州竜野 五万三千石

京 日野屋平兵衛

元禄年間における京都町人の大坂での出店はほぼ右のような顔ぶれを確認できる。那波家でも「手代」扱いで蔵元業務を引受けていたが、享保初年にあらためて壺屋名義の店を設けたことになろう。その後安永六年の「難波丸綱目」などをみると、こうした蔵元、掛屋のなかに京都町人の名を見出すことはまったくできない。大勢として京都町人の大坂での蔵元、掛屋は消滅してしまつてよいだろう。こうした過渡的な立場にある大坂出店は、これまでの京都での機能に加えて蔵元的業務を強く打出しながらも那波家の経営を強化することができなかったといつてよい。以下この点の内容を正徳五年正月播州出石の仙石氏との間の定証文によってみてみよう。この史料には「仙石越前守勝手向相改、江戸、京、大坂、播州借金不残年賦断相立、其上儉約相改、江戸屋敷井在所入用委帳面ニ相記申所、向後入増無之様堅申極メ申越少茂相違無之候、依之江戸屋敷入用仕送頼入申用立可給之由致大慶候、然上は時々役人

証文差出可申候間金高定之通御取替可給候、返済之儀は当秋出石米七千石、播州加東、加々田両郡之米三千石初納より段々相渡可申」とある。これまで那波家は、仙石家へ宝永三年と同四年に銀三五八貫余、金一五〇〇両を貸付けている。そこへこのように江戸屋敷入用の仕送り銀の調達を命ぜられることになったのである（別の条項には「江戸仕送出入用之分貴殿江相頼」とある）。この「定証文」がつくられた直後に仙石家は那波家の江戸店を経て江戸屋敷への為替送金をしている史料もある。この過程で那波家が仙石家へ調達した金高の返済は右に述べたとおりで、播州米一万石の引当となっており、この蔵米を売払い、「代銀之内江戸仕送元利并右定之雑用一式勘定被相立候上ニ、残銀有之候は返納可被下候、若又不足在之候は此方より銀子相渡不足無之様ニ勘定相立可申」と定めている。このとおり仕送り銀の精算ができれば問題はないが、やはり那波家の持出しとなり、享保七年一二月には「当座御用立」がなされ、また「此外ニ新銀百貫目余御当用仕送り銀滞御座候、証文差引相済不申」という借銀が残っているのである。とにかくこの正徳五年には、これまでの大名貸しが個々のケースで、その証文限りに精算されていたのであったが、ここでは仙石家の江戸屋敷仕送り銀の調達を引受け、しかもそれが右に述べたようにしだいに累積され、焦付いてきているところにこれまでとのちがいをうかがうことができよう。那波家の大坂出店で、この仙石家と同じような関係にあった大名がどれくらいあったかよくわからない。しかし前掲の第1表の享保一〇年現在での諸家への貸付状況をみるかぎり、南部大膳亮（「仕送り金滞残高」）、酒井雅楽頭（「年々御用立金」）、本多唐之助（「二元禄六年分も享保七年迄追々御用立」といった数件しか数えることができない。このうち南部は後に詳しくみるように那波家の江戸店との関係であり、酒井は地理的にみても大津の可能性が強いが大坂か江戸ということも考えられる。本多の場合はほぼ大坂出店との関係が深かったとみることでできる程度であって、いわゆる瀬戸内・九州、さらには北陸・奥羽諸藩との結びつきを深め、大坂店を強化することに成功していない。大坂出店を強化し、貨幣財産の減少、米市場の中心からの遊離と

いう不利な条件を克服しようとした那波家も、その思わしくない状況のもとで、全資力をあげて取組んだのが仙石家と同じく正徳五年の二月からの江戸店（綿屋作兵衛名義）での南部家との取組みであった。南部家への貸付け額は第2表でもわかるとおり、全貸付高の四分の一強にものぼる額を一〇ヵ年ほどの間に調達したことから考えてもその重要性を知ることができよう。

江戸駿河町の出店、綿屋作兵衛店について詳しいことはわからないが、元禄三年に江戸本両替仲間に加わっていることが「両替年代記」でわかる。この綿屋店の営業内容はおそらく京都、大坂の諸家、諸町人からの下り為替を受けての支払い業務、また江戸周辺の諸家への大名貸しなど、たとえば駿府の三枝撰津守などへの貸付けを行っていたと思われる。この江戸出店は大坂出店とともに元禄期ころからしだいに重視されてきて、それまでの京都での大名貸しの業務が江戸、大坂で行なわれるようになったことがそれを示している。前述した大坂での仙石家について正徳五年一二月に南部大膳太夫との間に、「蔵元定証文」を取交わしている。那波家にとっては、当初この蔵元を引受けたくなく、「所々用事……数多ニ付」と断わったが、その後やむをえず「用立金子は為登穀高に応じ差出し、その年切ニ勘定差引相済堅約」することで蔵元となることを承諾したのである。ここで那波家の蔵元としての性格をみるためにも、右の「蔵元定証文」の全文をつぎに示そう。

#### 蔵元定証文

- 一 蔵元御請合御務給候上は諸用ニ勤、遅滞無之様相談入候夏、
- 一 例之通冬穀、春穀四斗三升俵ニメ為差登候間、其節手代哲人宛石巻江遣置、従在所石巻江遣置候此方役人共得差図、相動候様可被仕事、
- 一 一屋舖用金右為登穀員数を以金子相調可被申候、但利金一ヶ月百両ニ付壹両貳歩々壹兩迄ニ相考、惣勘定相当候様調可給候、尤惣勘定毎年六月限ニて被相仕立候夏、

一為登穀積船致吟味、古船相除新船の四五歳迄之船道具共被致吟味候而、其節此方役人之内老人立合、船并諸道具共改請石卷江相下可被申事、

一從石卷御当地江為登穀船運賃金其外諸入方金、例之通其元の相出惣為登穀着以後ニ定之通利金加勘定仕切可被申事、  
一為登穀深川蔵屋敷前河岸揚穀物相払候節、入札落札直段ケ帳面江書写、直々役人判形可為仕候、尤該穀物廻方念を入可被申事、

附、銚子入之船有之節は貴屋方の手代差越、米吟味高瀬ニ而深川蔵屋敷江入津可為致候、其外荷打破船之節ハ所々船宿の附届可有之候、左候ハ、右為、儀前例之通此方役人其許手代相済為改可申候、手代往来入方金ハ前例之通勘定ニ可相立衷、  
一か里米之衰例之通金壹兩ニ壹升か里是亦引取可被申候、其方儀米店依無之諸衷金子太兵衛与申合穀物被致支配、自然代金中買手前ニ而相滞候儀有之候ハ、太兵衛相捌埒明申答之旨聞届置候、万端、入可被申候事、

一深川蔵屋鋪穀物河岸揚之時分役人共参候間、其節一汁一菜之積下ハ右ニ准賄可致候、尤惣穀物着岸仕廻候ハ、米払代金之内ニ而賄代勘定相立可被申事、

一領内万一凶作ニ付公儀江御届申上候程之儀、其外無余儀依差支ニ為登穀物致減少候共、其方ハ右為前金於用立金ニ候、少茂断不申入何之金穀物を以成共定之通無相違可令返済候間、翌年之儀新納米江戸着岸候迄江戸屋敷台所入用米無滞御納可給候、尤米員数は及其節一ヶ年入用之俵数相改可申付事、右之通申定候得共為登穀之事ニ付不依何儀差出候儀有之候ハ、何時成共無延慮存知寄可被申出候、吟味之上可申付候為後証仍如件、

柳三十郎

下河原嘉右衛門

江刺兵左衛門

長嶺茂左衛門

岩館甚右衛門

松田右衛門

中河原判平

太田右衛門

正徳五年末十二月十三日

この証文の裏書には、家老の漆戸支蕃、稲山弾正、江刺舎人が押印している。この定証文にみられるとおり、那波家は、南部家の為登穀高に依じて「屋舗用金」を用立てることになっている。そのほか仙石の場合と同じく、廻米の舟の出る石巻へ手代を派遣したり、「かり米」を一両について一升渡すことにもなっている。ただ那波家（江戸では両替商綿屋作兵衛）は江戸に米店がないので、金子太兵衛へ渡すことなどの定がみられる。その後那波家はこの南部の米を処理するためだろうが、享保初年ころ、伊勢町に綿屋作兵衛名義の米店を設けている。このように米店を設けたからといって、それから米売買に直接タッチした、ということにはならない。右の定証文の場合でみると、那波家は南部の代行者として米売買（せり）に立合う程度のものであったといえべきである。

これまで、那波家は大名貸しの過程で、実際に蔵米の取引にどうタッチしていたかについてみてきたが、元禄期前後は米前金証文にみられるように、個々のケースでの米前金の引当てと米の引取り、実際には米代金の回収に主たる関心があったといえよう。ところが、正徳五年ころから、那波家は仙石、南部家などとの間に蔵元としての性格を強めてくることはこれまで述べたとおりである。それでも、那波家は、米前金証文↓蔵元定証文へとなっていったとしても、大名から年貢米を安く買い、高く売るといって、流通過程で大きな利潤をあげることができない、という点で基本的に変化しない共通した性格をもっているといえよう。

右の蔵元定証文の眼目は、「屋舗用金右為登穀員数を以金子相調可被申」きこと、さらにもし領内が凶作などで為登穀物が減少したとしても、「右為前金於用立金ニ候、少茂断不申入何之金穀物を以成共定之通無相違可令返済」と



返済の保証をしていることにある。これがどう実施されるのかが那波家にとって問題となろう。享保三年の南部からの為登穀物は蔵米として五万七〇〇〇俵、「御買米為御登穀石」として三万俵、計八万七〇〇〇俵（四斗三升入り）石高換算で三万七四一〇石為登せるといふ議定ができています。ところがこの議定成立直後から守られておらず、約束の穀物は江戸の蔵屋敷、綿屋作兵衛へ送られていない。享保五年一月にその間の事情を物語っている史料がある。すなわち南部は那波からの借入金高は次第に増加したが、その引当てとしてきめた、享保三年の議定の穀物員数は翌四年の夏になってもまだ不足しており、那波家への返済が滞っている。そこへまたも、五年夏の為登穀物の量は不足しており、きわめて難渋をしている。以後、享保三年の議定にある毎年八万三〇〇〇俵の為登穀数は厳守し、たとえ凶作の年であっても、金高に代えて支払うように求め、もしこれが違約となれば「近き頃、銀山林茂出来候、是以其方江可相渡」しとしている。このような南部の意志を「比段於京都江戸にて金主方江茂案堵仕情出候様」にと期待している。ところがこの一札を那波へ出しながら、翌六年の春には、昨五年は「格外成凶作ニ付、漸当春為登穀式万九千俵ならてハ相渡不申」という事態がおこっている。ところが那波家では、「御米御金ニ而五万俵は都合御渡」してきた。したがって新金で一万四〇〇〇両余の高が不足となり、「借り請候金主共へ約束之通返金難仕」きことになっている。さらに当面、南部氏の盛岡への帰国費用として四〇〇〇両の調達をしなければならず、「追々不時御用金被仰付、就中諸色現金買御取立被遊ニ付、此代金追々差上并江戸御扶持方米等相調差上」げねばならないから、ぜひ今年冬から来年春までの間に六万俵、あるいは国元心当としてある「貯置金銭米穀」を都合して江戸へ為登せしてほしいと願出ている。つぎに右に述べた事情とほぼ同じ享保七年の「仕送り金割書付」を掲げておこう。

寛

一 御米六万俵

内 貳万俵ハ 代金渡り 但御國相庭捨駄ニ付三兩貳歩 此代金四千兩  
残テ 正米四万俵 但四斗七升入

内 壹万俵ハ江戸壹ヶ年扶持

三千俵ハ海上引残り 貳万七千俵 此石壹万千六百拾石此代金九千六百七拾五兩 但壹兩ニ付壹石貳斗半

貳口金合 壹万三千六百七拾五兩

一新金貳千貳百四拾兩 四万俵 御月私十二月月分  
之運賃 月四百兩ツ

一新金貳千五百兩 御參勤御付届并御在 一同千兩 御前様御仕切金  
江戸中不時御付届共

一同千兩 主税様主計様二季御 加藤 山本 桂祐  
被為恩金 被金并小普請金共 石部 利金凡敬り

一同千兩 御役客様方二季 雜事仕着真木代  
被為恩金

一同四百兩 江戸詰諸御役料

〆 壹万五千四百四拾兩

一新金千三百九拾兩 右壹万五千四百四拾兩 一同五千兩 江戸丑暮御入用萬壹万  
利足六ヶ月平均 貳千兩と役所寄付出入

一同千五百兩 火之番御入用凡敬り

惣合(〆) 三万三百三拾兩

差引〆 壹万六千六百五拾五兩ノ不足

享保七年の事情も、前年とくらべて基本的に変わっていないといつてよいであろう。このように蔵元定証文がつくられた直後から、約束の為登穀高は守られていない。これは枝手形などによるための資金供給量に限界のある那波家にとって大きな危機であるといつてよい。こうした推移のなかで、那波家はどのような対策をたてたかという点、消極的な対策と積極的な対策とがある。まず前者からみていくと、この具体的な対策はいつでもみられることであるが経費節減、儉約令の要求である。その第一は、「諸色御用品々不寄何ニ現金ニ御買上被遊ニ付、昨今迄之御物入トハ格外減少仕候」という、江戸屋敷の諸経費節減のために、これまでの買掛での購入から那波家が現金を提供しての現

金買いへの切換えである。この効果は直ちに現われたことは前掲の引用文から読みとれよう。この屋敷経費の節減をさらに一般化し、「江戸御屋敷當夏御勘略御取立、諸御役所へ御渡し物等御吟味之上御取メ」るように求めている。第二に右の経費節減、儉約は江戸屋敷のみならず、国元での経費節減、儉約をするように呼びかけている。すなわち「右之通り江戸御屋敷計御取メリ被遊候而も、御国方之儀是迄之通ニ御取メリ無御座候而ハ、乍憚始終御為ニ不相成義と存候」と高姿勢で述べ、ついで「諸色御買上物之直段并諸御役所へ之御渡し物等細ニ御吟味被成、御勘略御取メ」るように要請している。第三に莫大な経費を要する参勤交代にさいしての供廻りの人数の制限あるいは「御在江戸中火之御番等被為蒙仰候節過分之人數召連候儀」の停止などによる節減についての要望である。

以上、江戸屋敷の諸経費の節減を図る一方で、那波家は手代瀬兵衛を国元へ派遣し、実情を調査し、なんとか約束のとおりので登穀高を確保しようとして働きかけた。前掲の享保七年の「仕送り金割書付」、あるいは南部の財政収支の状況を調査しようとしたことなどはその具体的な働きの現われであろう。しかし、たとえ莫大な債権をもっていたとしても、那波家側はついに国方の盛岡での財政にまで関与することができなかった。このことは江戸居住の大名貸し町人としての限界を示しているといえよう。正徳五年の「蔵元定証文」がつくられてから以後、そこに盛られている基本的な約束はもちろん、享保三年に具体的に定められた年貢米廻送による調達金返済計画は一年たりといえど守られない状態であった。こうなると那波家の側で、何時までもこうした関係を維持することはできるはずがない。その上、南部家でもつぎのような状態があつて、ついに「お断り」をうけてしまうのである。<sup>5)</sup>

那波家からの働きかけだけでなく、南部も元禄年間の相次ぐ飢饉と産業の不振から脱却するため、財政建直しをはかり、享保四年には家中から七ヵ年間、禄高四分の一の借上げを実施することになった。また享保七年には冲弥市右衛門らを挙用して財政改革を行なわしめ、諸役所の統廃合や役人の整理が行なわれた。しかしそれにもかかわらず、

享保七年で江戸屋敷のみの借財一〇余万兩という額は、以後増すことはあつても減ることはなかつた。那波家の算用でも「未々追々差出し候御用金高七万兩余御用立相成、右之内御下ケ金有之、享保十一年迄ニ差引凡五万七千兩相残り候」という額に達していたのである。そして享保一一年春、冲弥市右衛門が財政担当から外され、これまでの財政改革のプランが撤廃されるのと時を同じくして、那波家も「同年御勝手方御差支ニ付御年賦被仰付」れることになつたのである。

正徳五年以来の那波家の南部家蔵元の業務は前述したとおりの経過をたどつて、ついに六万兩に近い莫大な焦付きを生じさせ、那波家を破局に追いやったといふことができる。この場合、那波家の側にとつて問題なのは、南部家への貸付金の調達が、自己資金だけでなくかなりの額を主として京都の町人などから年賦返済の約束で借入れていることである。したがつて那波家は南部家からのお断りをうけると、借入れ金の年賦返済資金の捻出に窮してしまつたのである。すなわち「最初年より借り方年賦渡し銀差支に相見へ候故、九郎左衛門江戸へ下り、芸州又有馬殿へ相願い、当座の回轉資金とすることができたのである。このようにおそらく枝手形を發行しての資金調達は、寛文・元禄期ころからの返済打切りなどによつてしだいに困難となつていたところへ、南部家への莫大な貸付金の焦付きによつて那波家の信用を決定的に落としたとみてよいだろう。もつとも問題は単に那波家一個の信用の問題ではなく、かかる方法によつてしか資金調達をなしえない京都町人の性格にかかわつてゐるし、このことが同時に資金量を限定し、不利な状況のもとでの大名貸しを継続しえない事情を招いてゐるのだろう。

(1) 中井信彦氏は、「元禄改鑄の階級的意味は、改鑄に伴う幕府の財政収入はもとよりとして、貨幣価値の低下による高額の借入金への負債者である領主層の負担軽減、高額な債権者である領主向け金貸し業者の貸滞金の解消など、幕府、領主層とそれに直結する金貸し、商人層一般の利益が齎らされた点にある」(『宝暦—天明期の歴史的位置』、『歴史学研究』二九

- 九号)と述べている。この後者の「金貸し」の利益は安岡重明「前期資本の蓄積過程」(『同志社商学』一二ノ二)参照。
- (2) 小野正雄「寛文期における中継商業都市の構造」(『歴史学研究』二四八号)。
  - (3) 『国花万葉記』。
  - (4) 壺屋善兵衛は那波家の手代であるが、那波家の大坂出店の名義人でもある。
  - (5) 以下の記述は『岩手県史』第五巻による。

ま と め

これまで述べてきたように、一七世紀後半における大名貸し町人は、第一に枝手形を発行して町人相互間の融資によって資金を調達したこと、第二に大名貸しの多くは年貢米を引当てにしているが、この年貢米の売買に直接関与し、そこから利潤をあげることはず、まったくの金融関係にすぎないこと、第三に貸付けは蔵元、掛屋として恒常的に特定の領主との結びつきはあまりみられず、一証文、一貸付けという個々の貸借関係の成立、その精算という形態をとることが多いこと、これらを特徴的な性格と指摘することができよう。こうした京都の大名貸し町人は、延宝期以後にみられる領主財政の窮乏化にもなうお断りの影響は、枝手形を通して結ばれた京都町人相互間の全体としての金融力を弱めていき、さらに元禄期以降の屢次の貨幣改鑄は、流通貨幣量の増大にもなう高利貸し資本存在の必要性の減退、あるいは流通貨幣量の減少は極度の金融硬塞を招き、枝手形などによる資金調達の困難などの問題が発生してくる。もっとも基本的には寛文・延宝期以降の海上交通の発達を背景にしての大坂への年貢米の集中という事態は、京都の金融業者にとっても、大名諸家にとっても大きな影響を与え、大坂での年貢米販売、金融などが特定の大名貸し町人との間に成立してくるのである。一七世紀後半における京都における大名貸し町人の特徴的な性格と、その歴史的条件からくる発展の限界性についてみてきた。

こうした一七世紀後半の大名貸し町人の基本的な性格とそれをめぐる状態の推移をみたところで、これを包括する全構造からどう位置づけられるかについてみていきたい。まずかかる大名貸し町人を金融の機関とする領主財政の側からみると、そこには恒常的な金融ルートを確保しえないという欠点を見出すことができる。すなわち、一証文、一件ごとの大名貸しでは領主財政の恒常的な不足部分を補うに十分な金融機構とはいえないだろう。領主側としては、自然条件の変動にもなう年貢米収納の減少、年貢米の換金化にさいしての米価の変動、貨幣改鑄にもなう金融市場の動きなどの短期的変動をおこす諸条件にとらわれない、恒常的な領主金融をなしうる機構を必要としたといえよう。京都の大名貸しの町人は領主金融にかかる要求には、その資金調達の状態からみても、金融が比較的短期間に回収しなければならぬという点からみただけでも、この要求に応えることができないといえよう。

一方、すでにみたとおりに、一七世紀後半において、領主側は領国内での年貢収納は、農民の剰余労働部分のすべてを搾取することを意図した。それは貨幣形態であれ、また大豆、麦、紙、塩などの米以外の現物形態であつてもよい、とにかくできるかぎりとることにあつた。こうした状況のもとで、城下町や在町の商業高利貸し資本の存在の意味があつたといえる。すなわち領主層としては、中央都市での年貢米販売による幕府貨幣の取得がなお交通上の難点、需要の限界などから、廻米量を増加しえないという状況のもとでは、貨幣形態ないし種々の現物形態での年貢搾取が体制的にも認められていたといえようし、そこに城下町や在町の商業高利貸し町人が介在することができたのである。これらの高利貸し商人の役割りは前述した中央都市での大名貸し町人による金融の形態と相補う関係で、両者相まっていたところに近世前期におけるもつとも主要な金融形態とみることができるとはならないだろうか。このことは一七世紀、近世前期における領内の未熟な分業形態、経済発展の段階において、領主層の中央都市との関係の結びかたに規定され、それを金融面からよく現わしているとみることができるとはならないか。

こうした近世前期における領主財政と金融機構のありかたは、寛文・延宝期以降における全国経済の進展、それは畿内とくに大坂の地位の上昇にみられる経済発展は、必然的に領主財政と中央都市の金融形態、および領国の城下町や在町の商業高利貸し資本にも大きな影響を与えずにおかなかつたのである。この過程でもっとも重要なことは、交通上の障害の除去、中央都市での需要増大などを背景にして、領主層の年貢搾取が貨幣形態や現物形態を含む形から米納形態に集中し、そこに集積された年貢米が大量にしかも恒常的に中央都市、とくに大坂へ廻米されていくという状況である。この状況は、これまでの中央都市、とくに京都の大名貸し町人の領主財政との結びつきを弱体化させ、集散地たる大坂で米仲買を通して堂島米市場へ年貢米を売出し、特定町人の蔵元、掛屋との間の恒常的な金融関係を成立させていったのである。

こうした状況のなかで、大名貸し専業へ進んだ鴻池や、幕府公金為替の引受けを背景にした三井などが、大坂を主たる活動地盤として発展していくことになったのである。

こうした中央都市、とくに京都や大坂での領主金融の担い手の変化のみならず、領国内部においても、これまでの貨幣形態、現物形態を米納形態にできるかぎり統一する過程において城下町や在町の商業高利貸し資本の性格もしいに変わってこざるをえない。それはこれまでの主として雑多な畑作生産物は、全国経済の発展を背景にして、それから市場向けの生産および加工に向けられていくことが他の側面で見えるであろう。このことが同時に城下町の商業高利貸し資本をして、地域的な性格から全国市場を対象とした問屋商人、商業資本としての性格を強く打出してくるのである。すでにみた三井家ばかりでなく、常州下館の中村家や芸州竹原の米屋の例などが個別的にその推移を示しているといえよう。

付記

本稿の主たる史料は、京都市左京区問屋町の柏原孫左衛門家に所蔵されている那波文書である。この那波文書閲覧については、柏原氏および同家の岩津規雄氏に、一方ならぬお世話をうけました。ここに感謝の意を表します。またこの閲覧においては、林玲子氏（流通経済大学講師）、田中康雄氏（三井文庫研究員）の助力をうけたことを記しておきます。